
富岡町公共施設等総合管理計画

令和4年3月

富 岡 町

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 章. はじめに | |
| 1. 背景・目的 | 1 |
| 2. 対象施設 | 1 |
| 2 章. まちづくりの方針 | |
| 1. 富岡町災害復興計画：第二次[後期] | 4 |
| 2. 富岡町帰町計画(まち・ひと・しごと創生総合戦略) | 5 |
| 3 章. 公共施設等の現状及び将来の見通し | |
| 1. 公共施設等の状況 | 6 |
| 2. 財政の状況 | 15 |
| 3. 公共施設等の更新費用 | 23 |
| 4. 現状や課題に関する基本的認識 | 26 |
| 5. 個別施設計画に基づく対策効果 | 27 |
| 4 章. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 | |
| 1. 計画期間について | 29 |
| 2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 | 29 |
| 3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針 | 31 |
| 4. 項目別実施方針 | 34 |
| 5 章. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 | |
| 1. 公共建築物 | 38 |
| 2. インフラ施設 | 60 |
| 6 章. フォローアップの実施方針 | 62 |

1章. はじめに

1. 背景・目的

富岡町（以下、本町）では、学校施設や公営住宅などの公共建築物や道路・橋梁・下水道施設などのインフラ施設の整備を進めながら、町民生活や産業活動を支えてきました。

しかし、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本町は深刻な被害を受け、全区域にわたって避難指示がなされました。その後、災害復興ビジョンを始めとする復興計画に基づく復旧事業が進み、平成 29 年 4 月 1 日から避難指示が一部解除されることになりました。

災害復興ビジョンの中では、帰還を求める町民のためにも生活環境の整備の必要性が強く謳われており、公共施設等の早期の復旧が望まれる一方で、人口減少や税収の減少に伴い、財政状況がより一層厳しくなることが予想されます。

今後のまちづくりのあり方を示すことが難しい状況ではありますが、既存施設の老朽化は進行しているため、適切な維持管理・更新等を計画的に進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、平成 28 年度に本町の公共施設等の管理に関する基本的な方針を示すことを目的に、「富岡町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

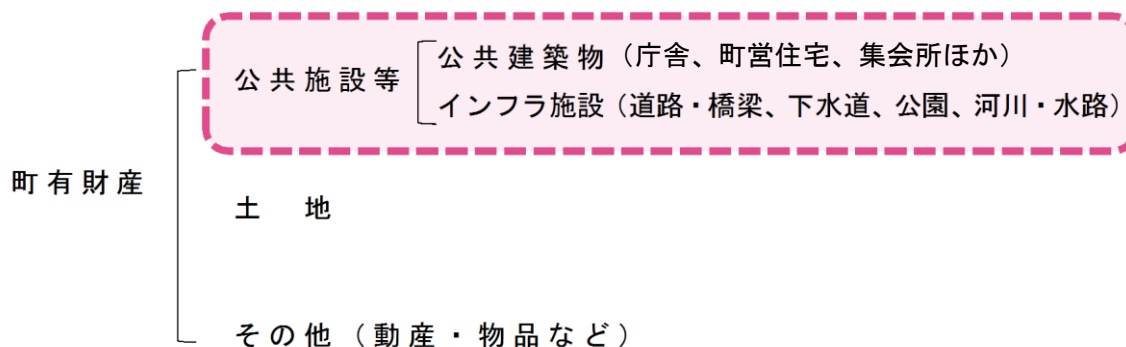
その後、国において、公共施設等総合管理計画については、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であるとの考えのもと、平成 30 年 2 月に総合管理計画の策定にあたっての指針を改訂するなど、令和 3 年度中に見直しするよう各地方公共団体に要請しているところであり、これを受けて、本町においても、本年度策定中の個別施設計画の考え方をフィードバックさせるなど、本計画の一部を改訂し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むこととしました。

2. 対象施設

本計画において対象とする公共施設等は、調査時点（令和 3 年 8 月末）で本町が保有する公共建築物及びインフラ施設です。

公共建築物及び、インフラ施設の対象施設を以下に示します。

図表1. 本計画での対象施設



※ 上水道については、双葉地方水道企業団により管理運営がなされているため、本計画の対象には含みません。

※ 更新費用の試算対象に、公園、河川・水路は含みません。

図表2. 公共建築物の対象施設

| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 施設数 | 延床面積 (㎡) |
|---------|---------|-----|-----|-------------|
| 学校教育系施設 | 学校 | 小学校 | 1 | 1,357.3 |
| | | 中学校 | 1 | 6,711.0 |
| | 給食調理場 | | 1 | 538.9 |
| 公営住宅 | 公営住宅 | | 6 | 13,302.5 |
| | その他住宅 | | 1 | 2,120.0 |
| 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | | 1 | 1,848.0 |
| | 保健施設 | | 2 | 2,388.0 |
| 町民文化系施設 | 文化施設 | | 2 | 11,641.7 |
| | 集会施設 | | 18 | 2,711.9 |
| スポーツ系施設 | スポーツ施設 | | 3 | 8,745.8 |
| 行政系施設 | 庁舎 | | 1 | 7,660.0 |
| | 消防防災施設 | | 15 | 2,265.2 |
| 産業系施設 | 産業系施設 | | 4 | 9,748.2 |
| 子育て支援施設 | こども園 | | 1 | 1,254.0 |
| 医療施設 | 診療所 | | 1 | 511.2 |
| 公園 | 公園等施設 | | 6 | 224.6 |
| その他公共施設 | その他公共施設 | | 5 | 574.9 |
| 計 | | | 69 | 73,603.2 |

図表3. インフラ施設の対象施設

| 分類 | | 保有量 | |
|-------|-------------|------|---------|
| 道路・橋梁 | 一般道路 | 路線数 | 315 本 |
| | | 実延長 | 176.2km |
| | 農道 | 路線数 | — 本 |
| | | 実延長 | 23.6km |
| | 林道 | 路線数 | 11 本 |
| | | 実延長 | 21.6km |
| | 一般橋梁 | 橋梁数 | 74 本 |
| | | 延長 | 1.4km |
| | 農道橋 | 橋梁数 | 3 本 |
| | | 延長 | 0.1km |
| 下水道 | 公共下水道 | 管路延長 | 63,849m |
| | 特定環境保全公共下水道 | 管路延長 | 4,622m |
| | 農業集落排水 | 管路延長 | 32,289m |
| 公園 | 都市公園 | 公園数 | 5 箇所 |
| | | 面積 | 9.5ha |
| | その他公園 | 公園数 | 22 箇所 |
| | | 面積 | 6.6ha |
| | なかよし公園 | 公園数 | 10 箇所 |
| | | 面積 | 0.6ha |
| 河川・水路 | 町管理の河川 | 河川数 | 18 河川 |
| | | 延長 | 22.1km |
| | 町管理の水路 | 水路数 | 20 水路 |
| | | 延長 | 21.5km |

2章. まちづくりの方針

1. 富岡町災害復興計画：第二次[後期]（令和2年3月）

● 町を取り巻く状況

- 2017（平成29）年4月、帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除され、ふるさとの地で行政機能を再開し、町の復興再生にむけ本格的な取り組みを開始しました。
- 災害公営住宅や複合商業施設等の整備による生活環境の充実など、町民の帰還のために必須となる生活インフラのほか、医療・福祉サービスの再開や充実、町内での小中学校の再開や幼保連携型認定こども園の開所など、教育環境の整備を実施しています。

● 居住人口の回復と傾向

- 現時点の町内居住届出数は2016（平成28）年策定の「富岡町帰町計画」で目標に掲げた『2020（令和2）年3月末の町内居住人口3,000～5,000人』を下回っています。

● 政策と施策

- 第二次復興計画（後期）では、これまでの基本理念や基本方針をもとに“いきるまち”の実現にむけ、第二次復興計画での課題等を踏まえ、5つの政策と15の重点施策を掲げます。

| 【5つの政策】 | 【15の重点施策】 |
|---------------------------------------|---|
| <p>政策1</p> <p>町とつながり 続ける環境の充実</p> | <p>(1) ふるさと富岡と心のつながりの推進</p> <p>(2) 生活環境の整備と町内の土地建物管理の支援</p> <p>(3) 自然環境の回復</p> |
| <p>政策2</p> <p>インフラ復旧・ 拠点整備</p> | <p>(4) 住民のための生活拠点の整備・拡充</p> <p>(5) 広域的な道路・交通基盤の整備</p> <p>(6) 災害に備えたまちづくり</p> |
| <p>政策3</p> <p>産業再生・創出</p> | <p>(7) 農業・農地再生に向けた取り組み</p> <p>(8) 新たな活力と魅力あるまちづくり</p> <p>(9) 水産業再生に向けた取り組み</p> |
| <p>政策4</p> <p>健康・福祉・教育</p> | <p>(10) 教育環境の整備</p> <p>(11) 心身ともに健康で安心して生活ができる 医療・福祉の充実</p> <p>(12) 町民の放射線健康管理の充実</p> <p>(13) 誰もが活躍できる地域社会の実現</p> |
| <p>政策5</p> <p>新たなひとの 流れの創出</p> | <p>(14) 交流・関係人口の創出・拡大</p> <p>(15) 移住・定住の促進</p> |

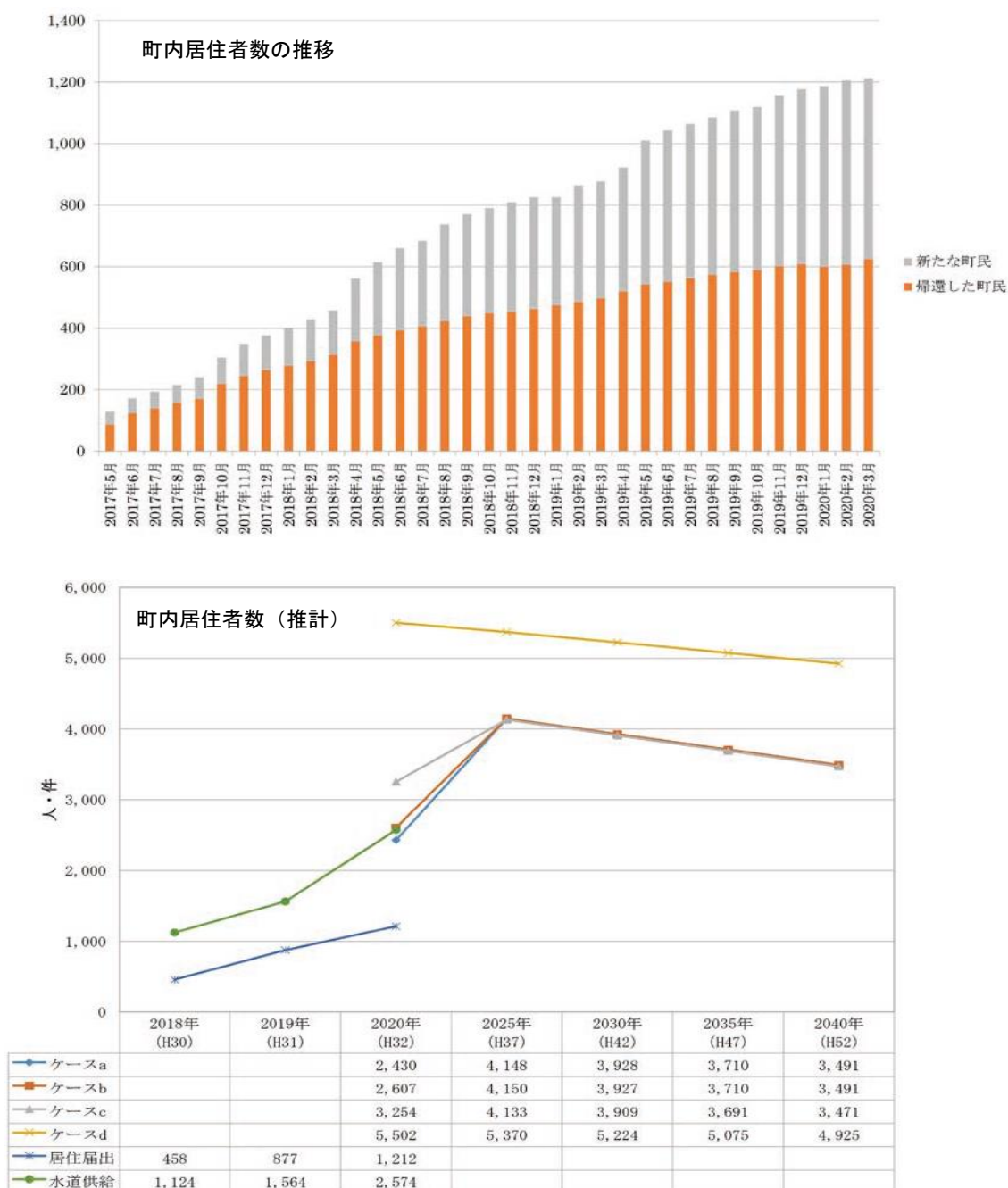
出典：富岡町災害復興計画：第二次

2. 富岡町帰町計画(まち・ひと・しごと創生総合戦略) (平成 28 年 3 月)

● 人口の現状と将来人口の考え方

- 町内居住届出数は月あたり 31.9 人増加し、2020 (令和 2) 年 3 月 1 日現在は 851 世帯、1,212 人であり、ふるさとに帰還した町民は微増、仕事等によって新しく町民となられた方は急増の傾向がみられます。
- 現時点の町内居住届出数は 2016 (平成 28) 年策定の「富岡町帰町計画」で目標に掲げた『2020 (令和 2) 年 3 月末の町内居住人口 3,000~5,000 人』を下回っています。
- しかし、町内における給水戸数 (約 2,600 件) や電気供給件数 (約 2,300 件) と、地域経済分析システム (RESAS: リーサス) による滞在人口調査結果も同程度以上であることから、少なくとも約 2,000 人の方々が町内で居住していると推測できます。

図表4. 人口推計



出典：富岡町帰町計画

3章. 公共施設等の現状及び将来の見通し

1. 公共施設等の状況

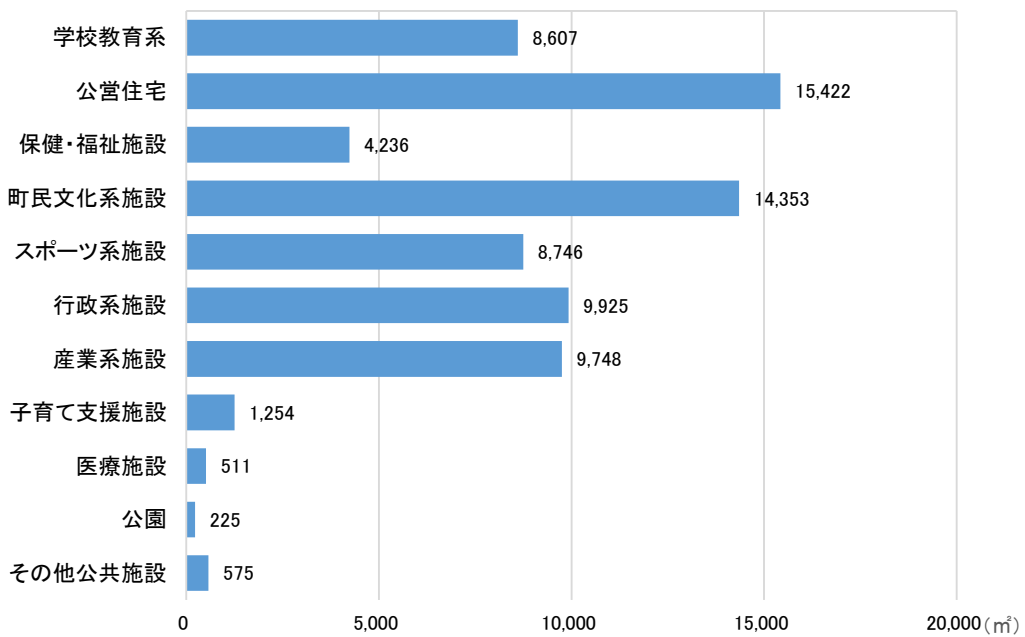
(1) 公共建築物

① 大分類別延床面積

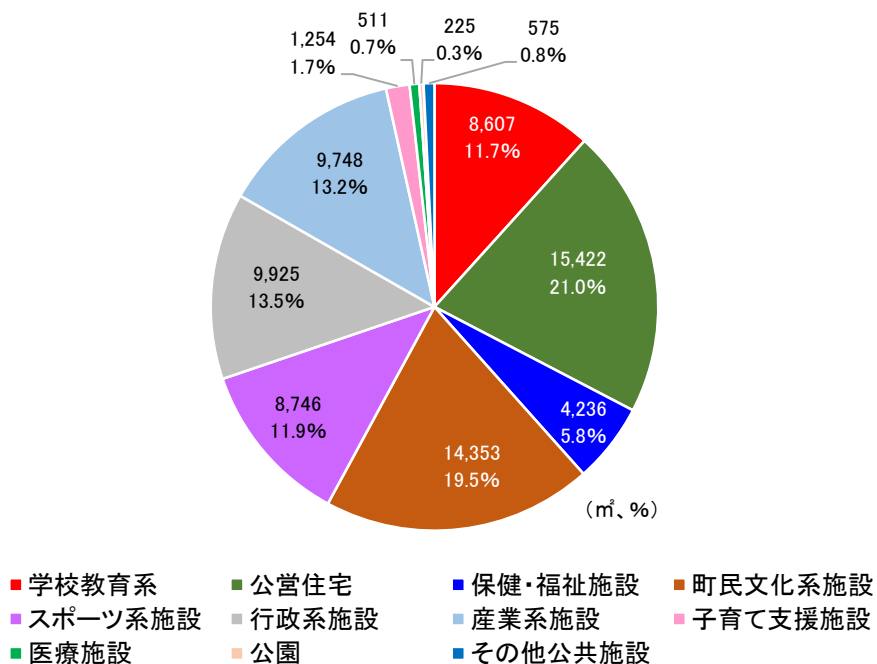
大分類別の延床面積は、公営住宅が最も多く（15,422 m²、21.0%）、次いで、町民文化系施設（14,353 m²、19.5%）、行政系施設（9,925 m²、13.5%）となっています。

上位3つの分類の延床面積の合計（39,701 m²）が、全体（73,603 m²）の53.9%を占めています。

図表5. 大分類別延床面積



図表6. 大分類別延床面積（割合）

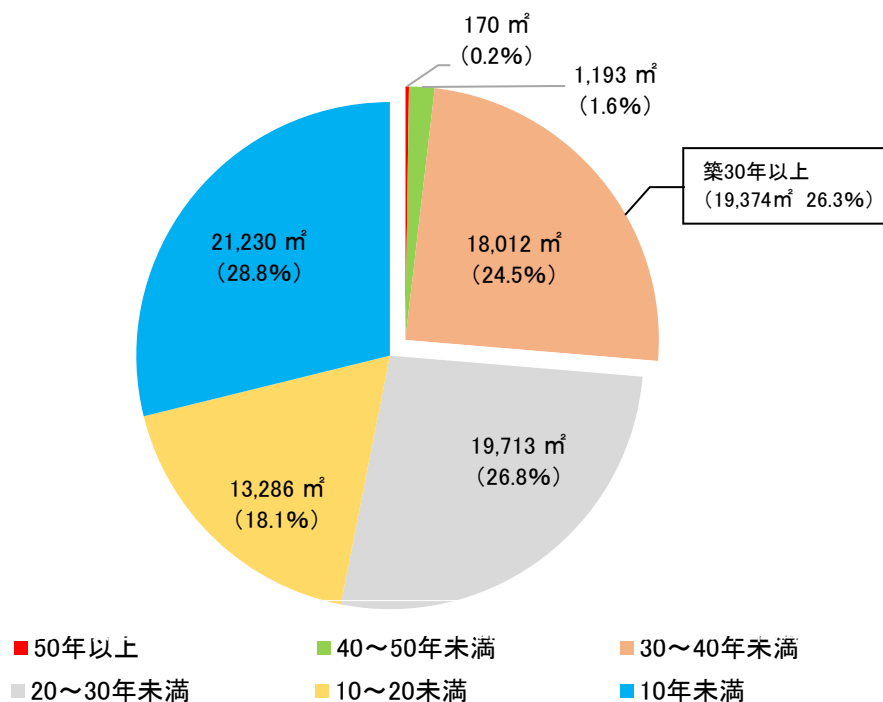


② 経過年数別延床面積

経過年数別の延床面積は、築10年未満の施設が最も多く（21,230㎡、28.8%）、次いで築20年以上30年未満（19,713㎡、26.8%）、築30年以上40年未満（18,012㎡、24.5%）となっています。

築30年以上を経過した建築物の延床面積の合計（19,374㎡）が、全体（73,603㎡）の26.3%を占めています。また、復興の進捗とともに、10年未満の建物が約3割を占める状況になっています。

図表7. 経過年数別延床面積

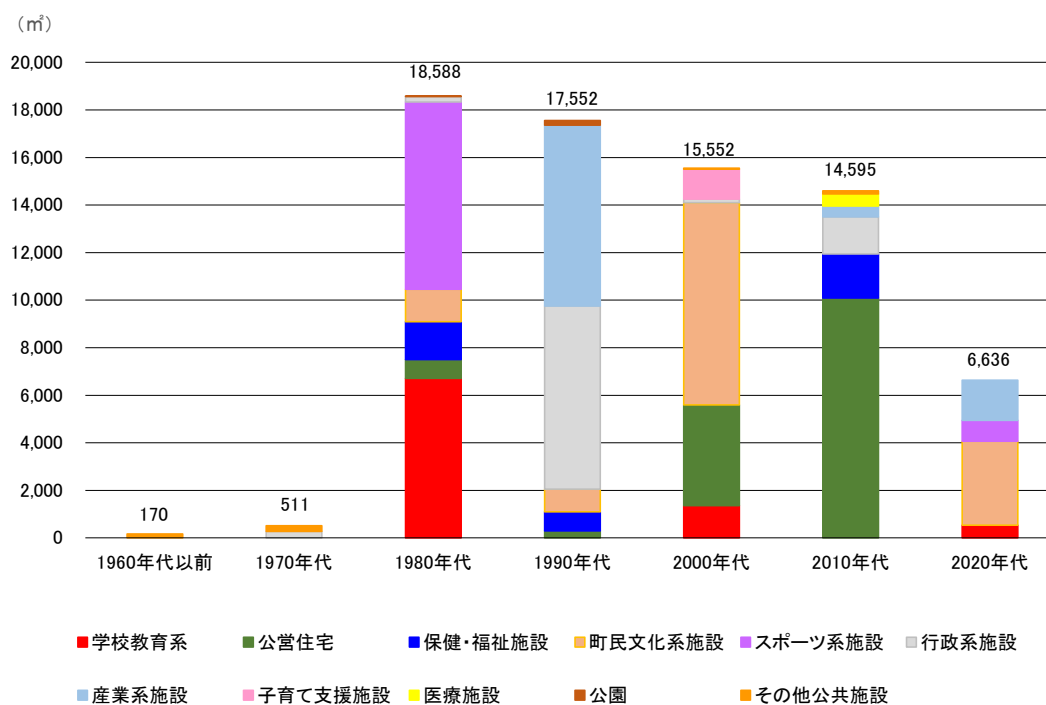


③ 大分類別建築年度・年代別延床面積

建築年代別延床面積は、1980年代が最も多く（18,588㎡）、次いで1990年代（17,552㎡）、2000年代（15,552㎡）となっています。

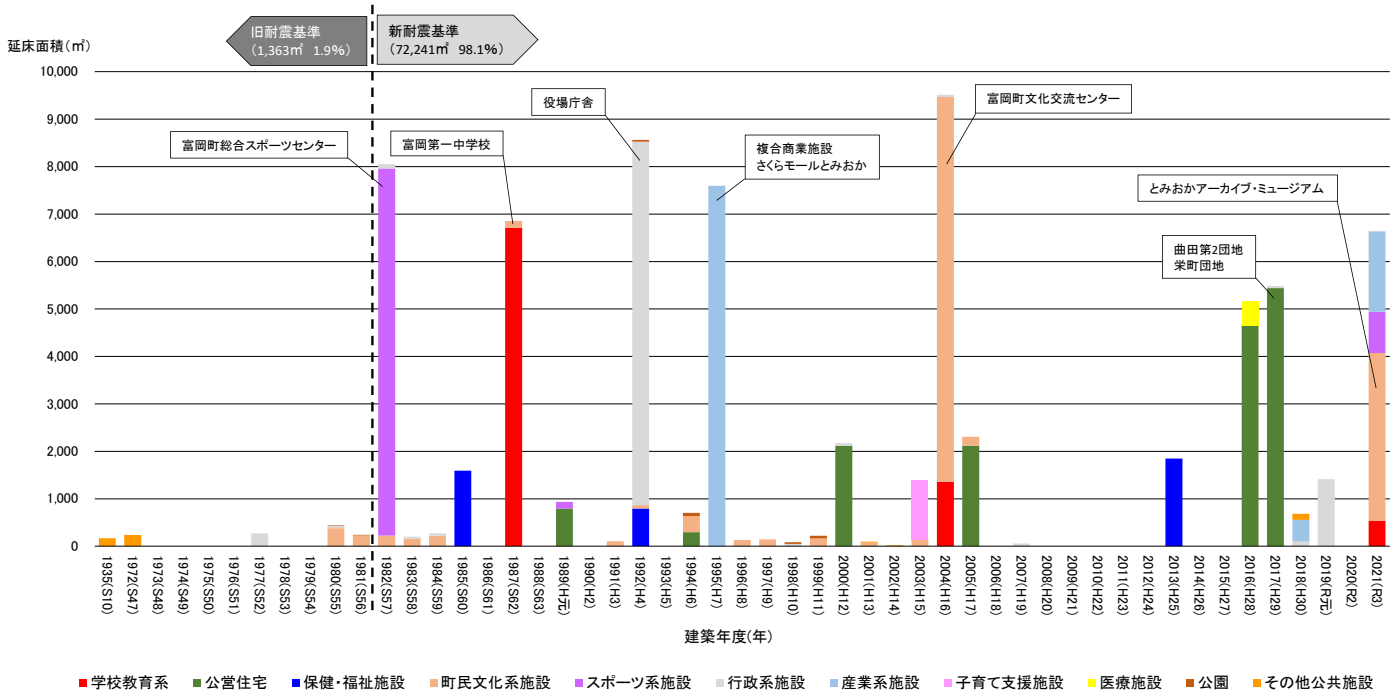
1960年代以前、1970年代は、行政系施設及びその他公共施設が整備されました。1980年代は、学校教育系施設やスポーツ系施設が主に整備されました。2010年代は、公営住宅が主に整備されました。

図表8. 大分類別建築年代別延床面積



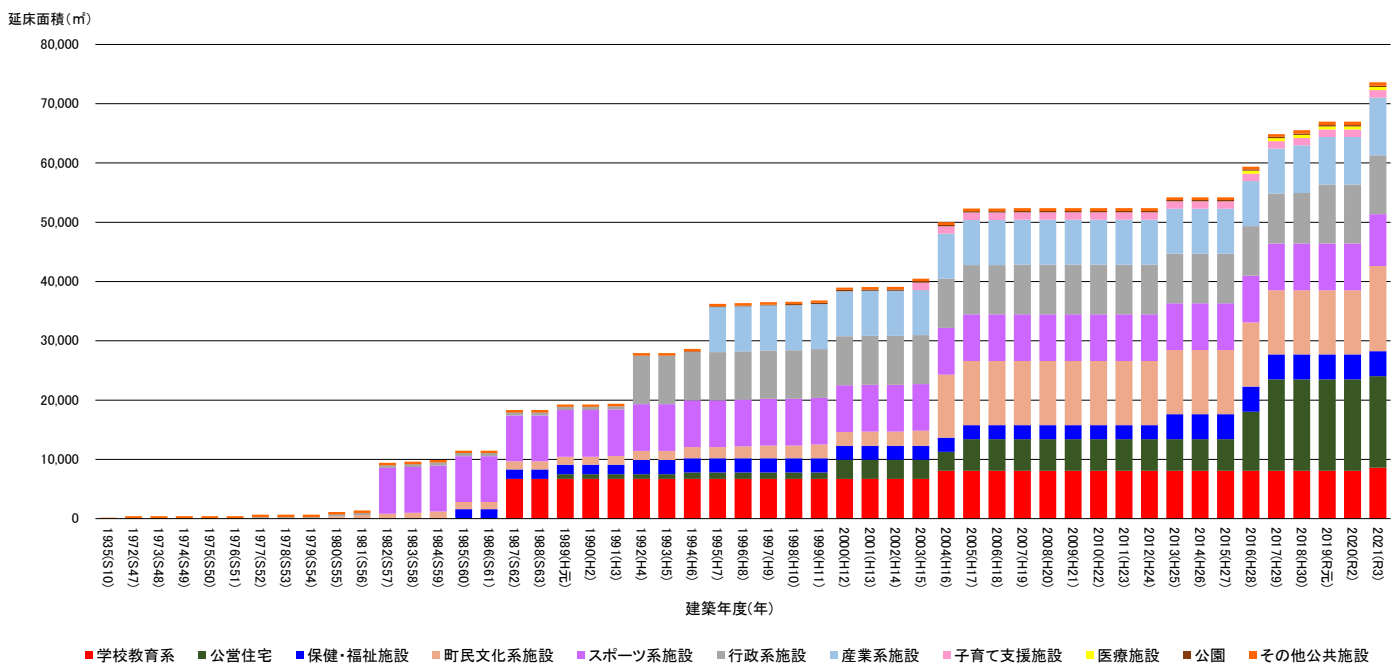
旧耐震基準が適用されていた時期である 1981（昭和 56 年）度以前に整備された建築物は、1,363 m²（1.9%）となっています。

図表9. 建築年度別延床面積



年度別の保有量の推移をみると、平成 16 年度の富岡町文化交流センター及び平成 28 及び 29 年度の公営住宅の整備が、保有総量の増加タイミングとなっています。

図表10. 建築年度別保有量の推移



④ 過去に行った主な対策実績

前計画策定以降の平成30年度から令和3年度までの主な対策実績は、以下のとおりです。

施設の削減状況は4年間で55施設、新設や建替え及び用途変更や既存施設取得が19施設となっており、トータルでの施設の削減は進んでいます。

図表11. 主な対策実績

| 対策実績施設 | | | 対策実績施設 | | | |
|------------|----------------|----------|------------------|--------------|--------------|--------|
| 施設分類 | 施設 | 備考 | 施設分類 | 施設 | 備考 | |
| 学校教育系施設 | 富岡第一小学校 | 校舎他 | 行政系施設 | 赤木屯所 | | |
| | 富岡第二小学校 | 校舎他 | | 岩井戸屯所 | | |
| | 富岡第二中学校 | 校舎他 | | 大菅屯所 | | |
| 公営住宅 | 学校給食センター | | | 下千里屯所 | | |
| | 教育支援センター | 男子寮 | | 沼名子屯所 | | |
| | 王塚第1団地 | | | 清水屯所 | | |
| | 王塚第3団地 | 1号～5号 | | 新夜ノ森屯所 | | |
| | 王塚第4団地 | | | 夜ノ森屯所 | | |
| | 王塚第5団地 | | | 産業系施設 | 公設地方卸売市場 | |
| | 新田団地 | 21号～50号 | | | 子育て支援施設 | 夜の森幼稚園 |
| | 清水第1団地 | | 富岡幼稚園 | | | |
| | 清水第3団地 | | みはるせきれい保育施設（三春町） | | | |
| | 清水第4団地 | | 夜の森保育所 | | | |
| | 西原第1団地 | | こおりやま児童クラブ（郡山市） | | | |
| | 西原第3団地 | | 中央児童館 | | | |
| | 深谷第1団地 | | 夜の森児童館 | | | |
| | 遠山団地 | | 上手岡児童館 | | | |
| 保健・福祉施設 | 新夜ノ森団地 | | 医療施設 | 大玉仮設診療所（大玉村） | | |
| | 川田団地 | | | 公園 | 夜の森公園北側公衆トイレ | |
| | 在宅介護支援センター | | 夜の森公園南側公衆トイレ | | | |
| | 老人福祉センター | | 夜の森公園管理棟 | | | |
| | 健康増進センター リフレ富岡 | | その他公共施設 | 旧西原消防屯所 | | |
| 養護老人ホーム東風荘 | | 旧オカモト事務所 | | | | |
| 町民文化系施設 | 夜の森駅前北集会所 | | | 西原倉庫 | | |
| | 夜の森駅前北集会所 | | | 旧N T T寮 | | |
| スポーツ系施設 | 富岡町総合スポーツセンター | スポーツ交流館 | | 店舗兼居住 | | |
| | 下郡山運動場 | | | 夜の森公園公衆電話 | | |
| | | | | 夜の森駅前公衆トイレ | | |

| 新設・建替・用途変更施設 | | | 新設・建替・用途変更施設 | | |
|--------------|---------------------|----------|--------------|---------------|----------|
| 施設分類 | 施設 | 備考 | 施設分類 | 施設 | 備考 |
| 学校教育系施設 | 給食調理場 | 建替 | 産業系施設 | 富岡漁港共同利用施設 | |
| 公営住宅 | 曲田第1団地 | | | カントリーエレベーター | |
| | 曲田第2団地 | | | 富岡川サケふ化場 | |
| 町民文化系施設 | 栄町団地 | | 子育て支援施設 | こども園（旧：富岡保育所） | 用途変更 |
| | とみおかアーカイブ・ミュージアム | | | その他公共施設 | 富岡町食品検査所 |
| スポーツ系施設 | 富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」 | | ストックヤード（本町） | | |
| 行政系施設 | 太田屯所 | 上郡山屯所の建替 | ストックヤード（清水前） | | |
| | 駅前仏浜合同屯所 | | 大原本店旧店舗 | | 既存施設取得 |
| | 防災備蓄拠点倉庫 | | | | |
| | 防災備蓄北部倉庫 | | | | |
| | 防災備蓄南部倉庫 | | | | |

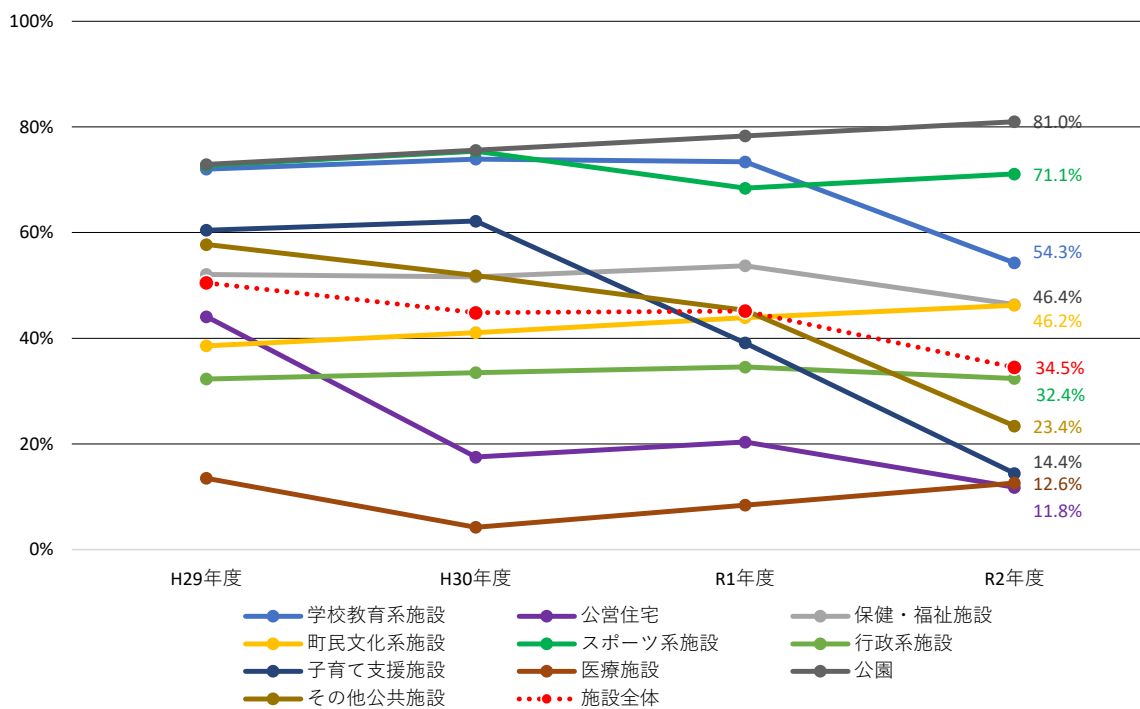
⑤ 有形固定資産減価償却率

町が所有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は町が保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得額等に対する減価償却累計額の割合を算出するものであり、「資産の老朽化率」と捉えることもできます。

平成 29 年度から 4 年間の有形固定資産減価償却率は次のとおりとなります。

- ・施設全体減価償却率（＝老朽化率）が右肩下がりて下降しており、資産の更新が進んでいます。
- ・最も減価償却率が高い施設類別は、公園となっています。
- ・最も減価償却率が低い施設類別は、公営住宅となっています。
- ・災害復興等に伴い、老朽化が進んでいる施設の解体や帰還に必要な施設の更新などが進んだため、減価償却率は低下傾向にあります。

図表12. 有形固定資産減価償却率の推移



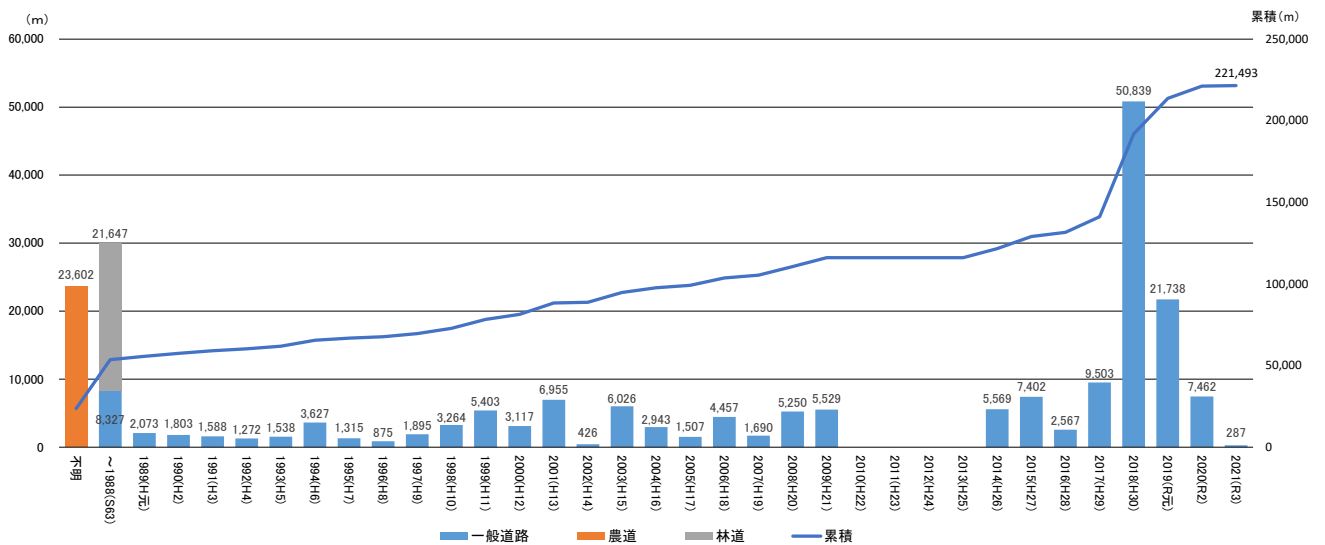
(2) インフラ系施設

① 道路・橋梁

道路は、道路延長が 221.4km あります。このうち、一般道路は 176.2km、農道は 23.6km、林道は 21.6km あります。

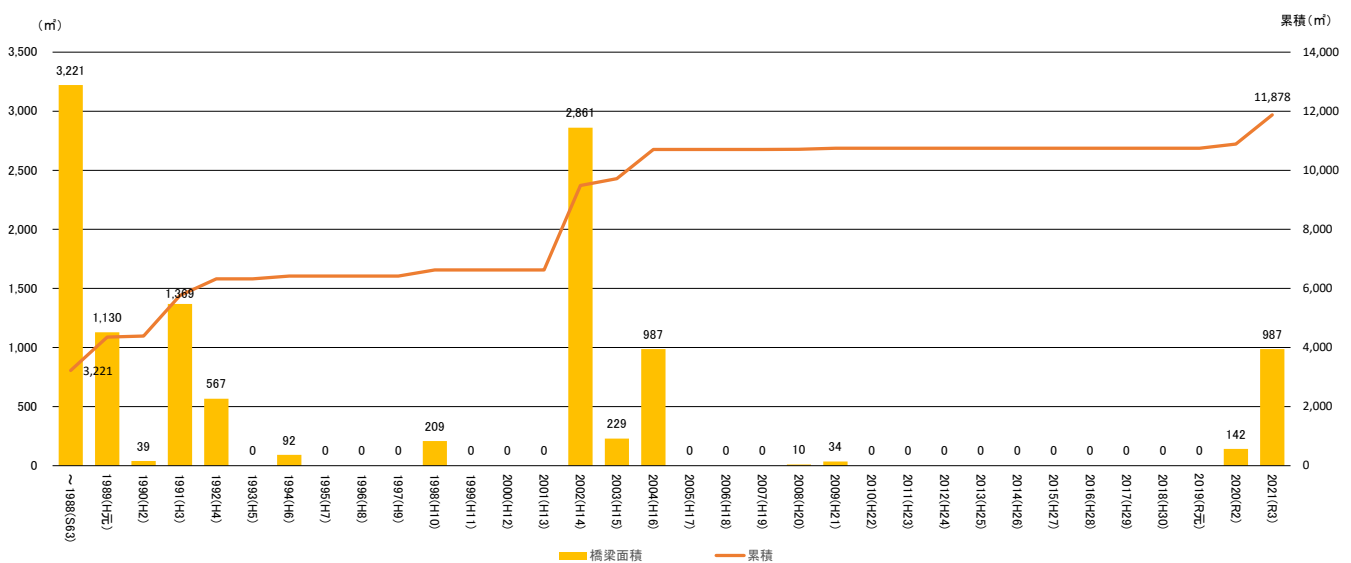
橋梁は、本数が 77 本、実延長が 1.5km、橋梁面積が 11,878 m² あります。このうち、一般橋梁は本数が 74 本、実延長が 1.4km、農道橋は本数が 3 本、実延長が 0.1km あります。50 年以上経過している橋梁面積は、626 m² (5.3%) あります。

図表13. 整備（認定）年度別道路延長



出典：道路台帳

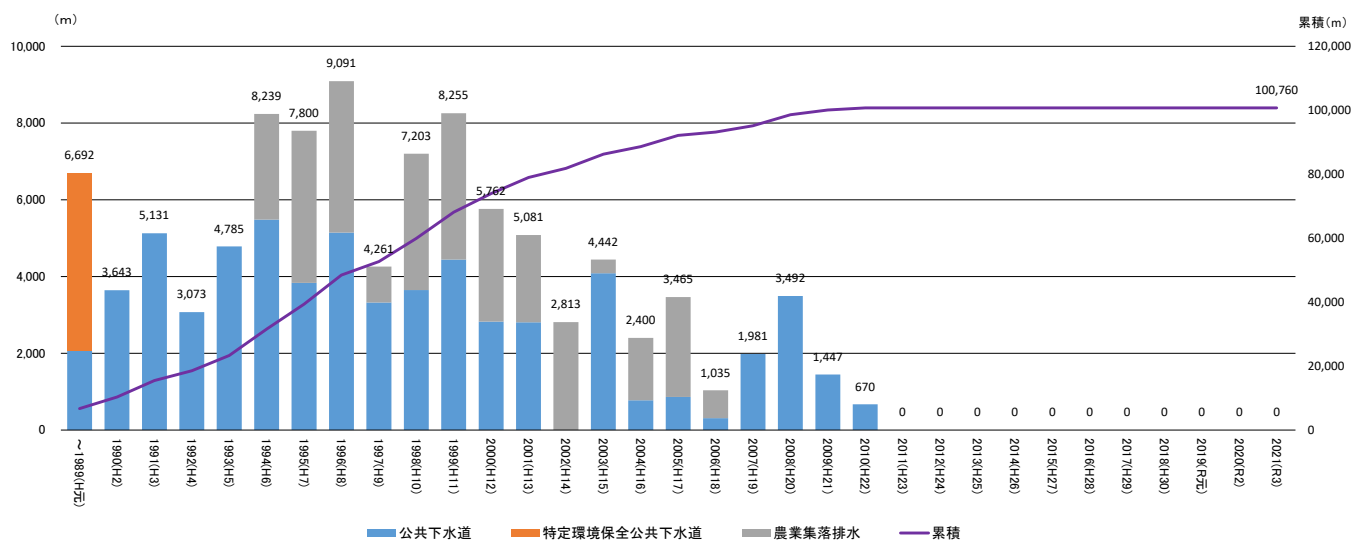
図表14. 整備年度別橋梁面積



② 下水道

下水道は、管路延長が 100.7km あります。このうち、公共下水道は 63.8km、特定環境保全公共下水道は 4.6km、農業集落排水は 32.3km あります。

図表15. 整備年度別管路延長



図表16. 下水道施設一覧表

| 施設名 | 構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積 (㎡) | 備考 |
|---------------|--------------|----------|------|-----------|----|
| 富岡浄化センター | 鉄筋コンクリート | 1992 | 29 | 3,614.0 | |
| 蛇谷須浄化センター管理棟 | プレキャストコンクリート | 1989 | 32 | 14.0 | |
| 上手岡浄化センター | 鉄筋コンクリート | 1997 | 24 | 229.0 | |
| 小良ヶ浜浄化センター処理棟 | 鉄筋コンクリート | 2004 | 17 | 620.0 | |
| 合計 | | | 4 施設 | 4,477.0 ㎡ | |

③ 公園

公園は、施設数が 37 箇所あり、面積は 16.7ha あります。

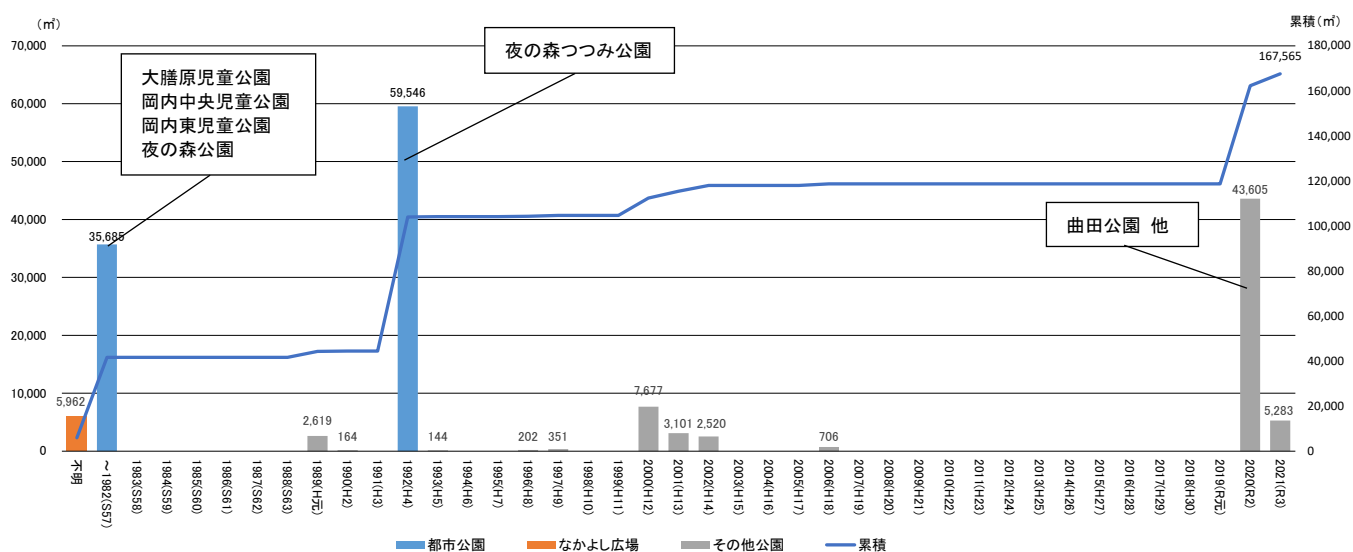
このうち、都市公園条例に基づき設置される都市公園は、施設数が 5 箇所あり、面積は 9.5ha です。

なかよし広場設置条例に基づき設置されるなかよし広場は、施設数が 10 箇所あり、面積は 0.6ha です。

その他公園は、施設数が 22 箇所あり、面積は 6.6ha です。

※一部、台帳管理の上で不明があるため、整備年度と累積面積で一致しない所があります。

図表17. 年度別公園面積



④ 河川・水路

本町が管理している河川は、18 河川であり、延長は 22.1km で、水路は 20 水路であり、延長は 21.5km あります。

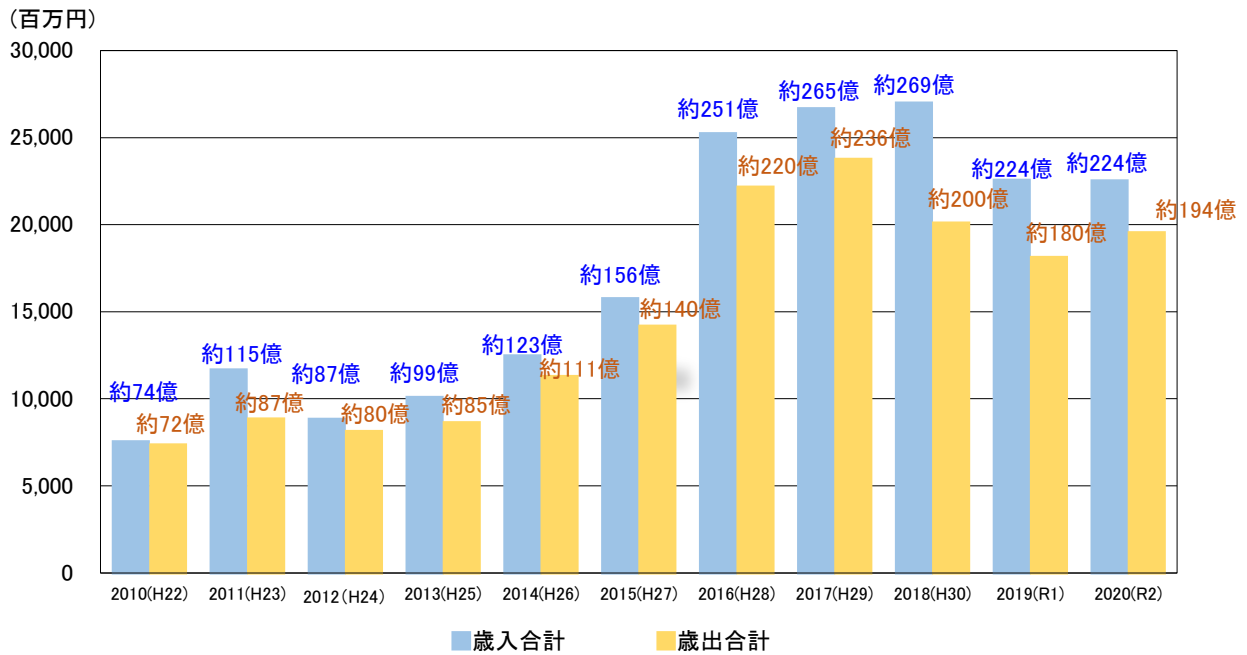
2. 財政の状況

(1) 財政規模

本町の歳入・歳出は、東日本大震災以後は約 100 億円前後の規模で推移していました。

その後、帰還事業に向け 2016（平成 28）年度以降、歳入・歳出ともに急増し 200 億円を超えることとなり、2020（令和 2）年度の歳入は約 224 億円、歳出は約 194 億円となっています。

図表18. 歳入・歳出の推移

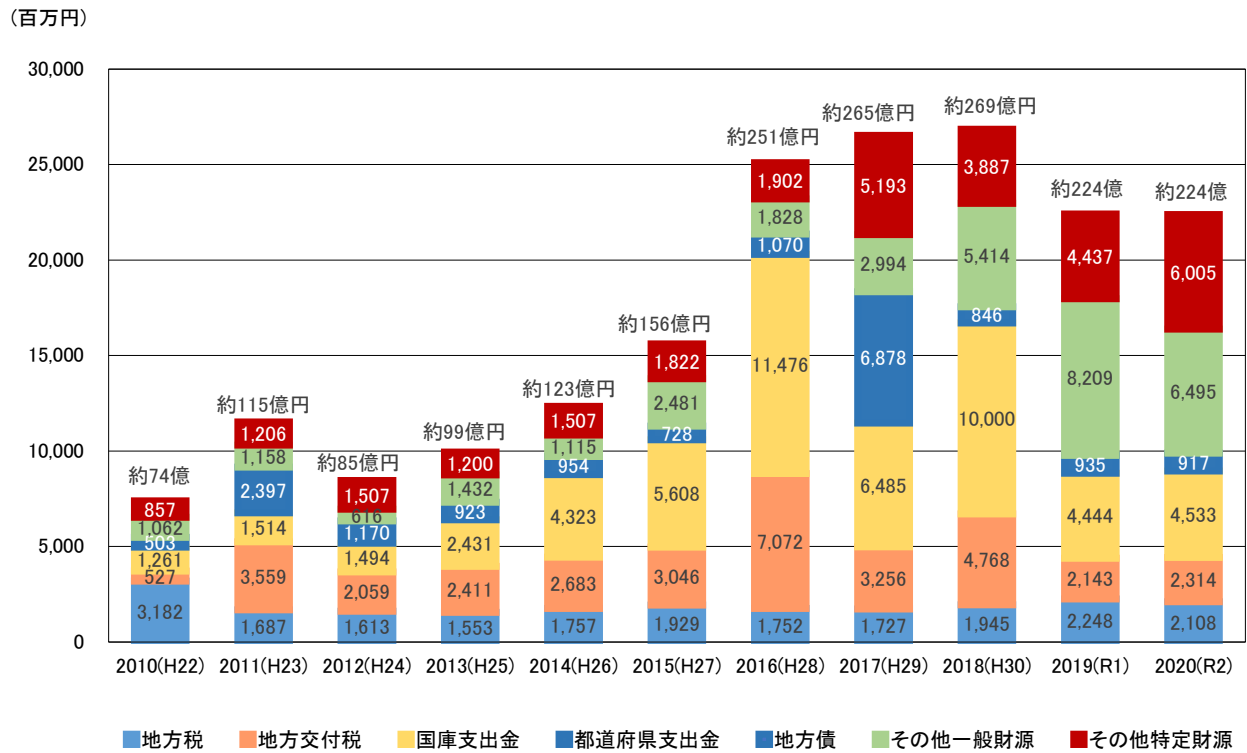


(2) 歳入

2020(令和2)年度の歳入は、約224億円です。内訳は、その他一般財源が最も多く(約65億円)、次いで、その他特定財源(約60億円)、国庫支出金(約45億円)が多くなっています。

歳入内訳の推移は、東日本大震災以降、地方交付税や国庫支出金が大きく増加しています。

図表19. 歳入内訳の推移



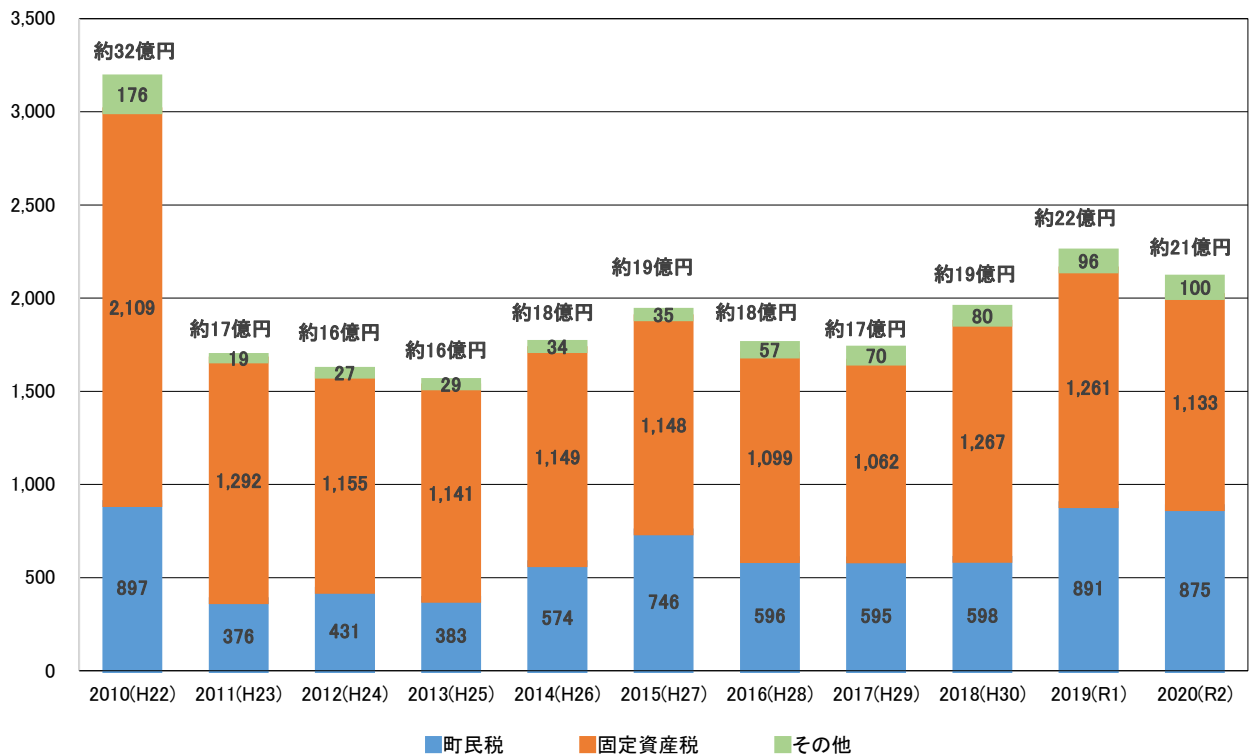
(3) 地方税

2020（令和2）年度の地方税は、約21億円です。内訳は、固定資産税が最も多く（約11億円）、次いで、町民税（約9億円）となっています。

地方税収入内訳の推移は、町民税が東日本大震災以前の2007（平成19）年度～2010（平成22）年度まで緩やかに減少していましたが、震災後の2011（平成23）年度に大きく減少しました。しかし、近年では、震災前の状況へ回復傾向にあります。

図表20. 地方税の推移

(百万円)

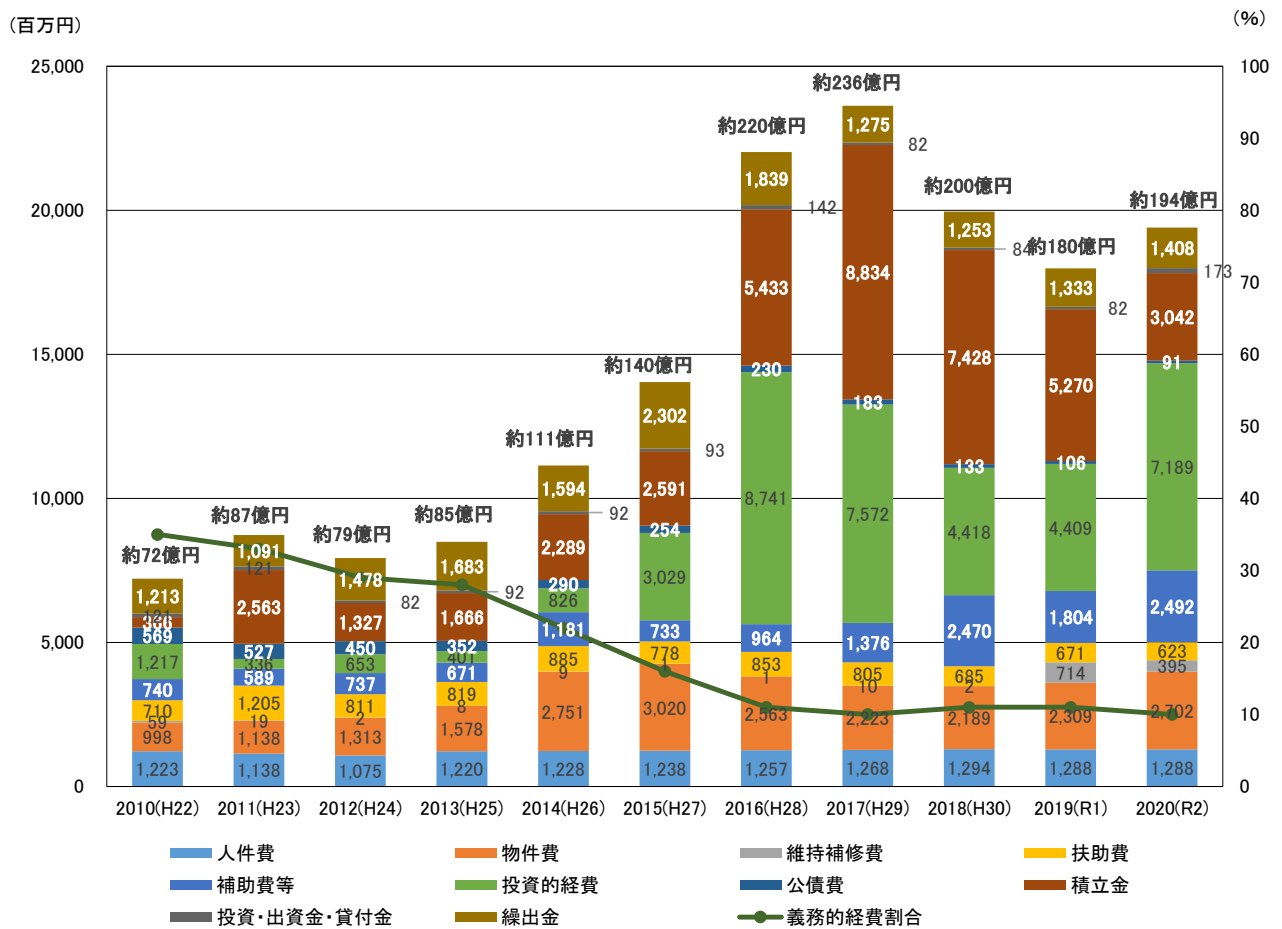


(4) 歳出

2020（令和2）年度の歳出は、約194億円です。内訳は、投資的経費が最も多く（約72億円）、次いで、積立金（約30億円）、物件費（約27億円）が多くなっています。

歳出内訳の推移は、帰還事業に向け投資的経費や物件費等が増加しています。

図表21. 普通会計歳出の推移



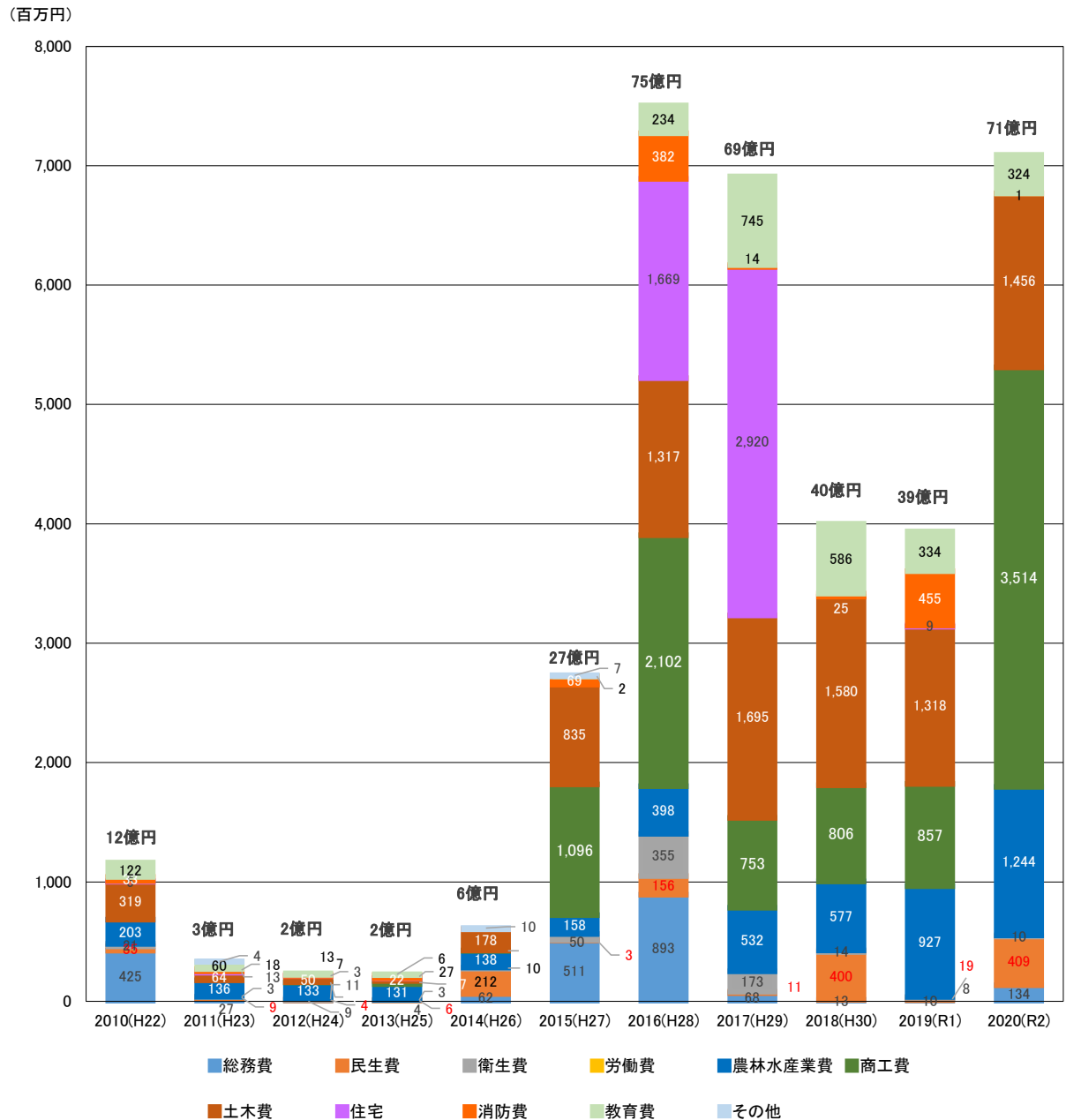
※投資的経費：学校、公営住宅、道路、橋等の建設など、社会資本の整備に要する経費のこと
 （普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費）

(5) 普通建設事業費

2020（令和2）年度の普通建設事業費は、約71億円です。内訳は、商工費が最も多く（約35億円）、次いで、土木費（約15億円）、農林水産業費（約12億円）となっています。

普通建設事業費内訳の推移は、帰還事業の進展とともに、住宅、土木費、商工費、農林水産業費が2016（平成28）年度以降に急増しました。

図表22. 普通建設事業費の推移



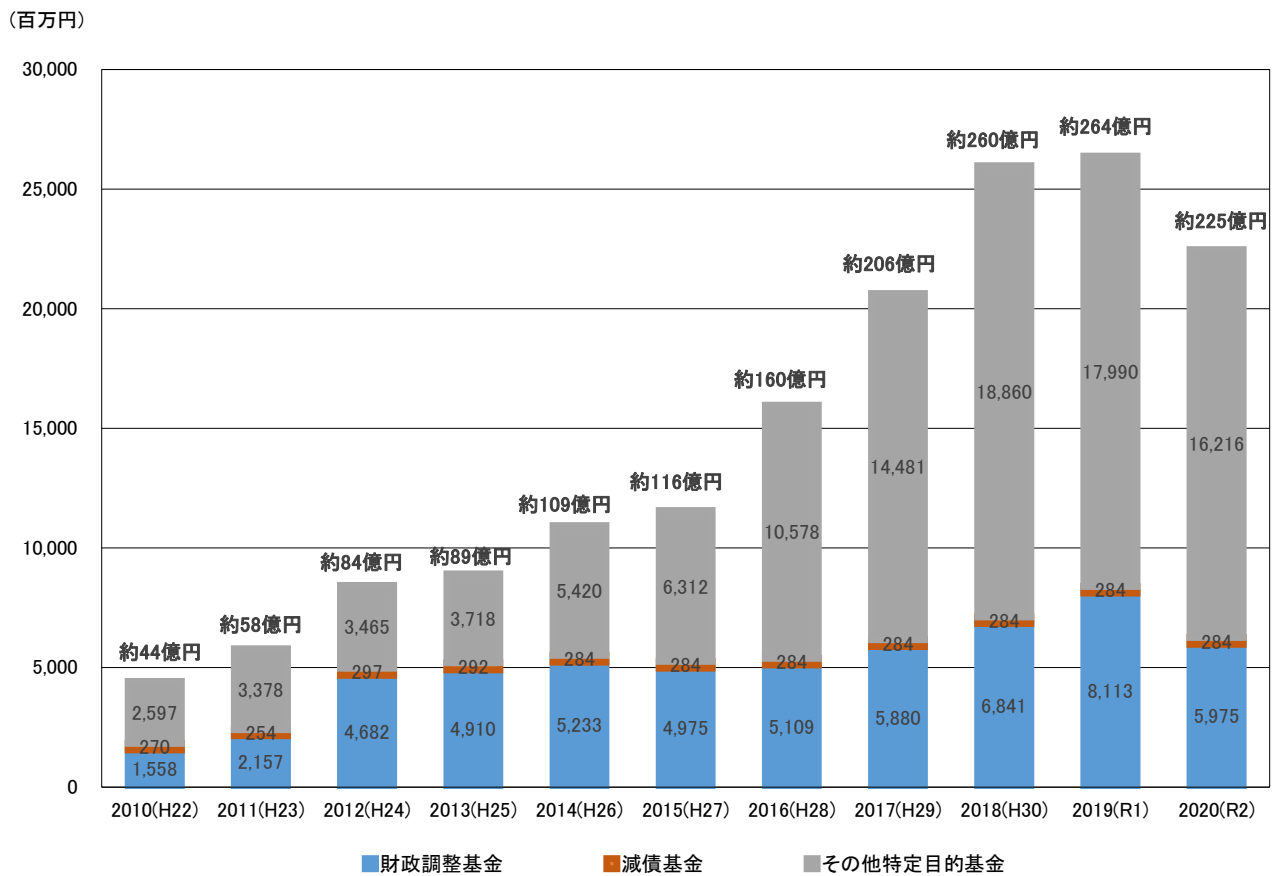
(6) 基金残高

2020（令和2）年度の基金残高は、約225億円です。内訳は、その他特定目的基金が最も多く（約162億円）、次いで、財政調整基金が多く（約60億円）なっています。

基金残高内訳の推移は、財政調整基金が東日本大震災後の2012（平成24）年度に前年度より約25億円増加し、その翌年度以降には、約50～60億円前後の規模で推移しています。

また、その他特定目的基金も震災以降増加傾向にあり、2018（平成30）年度には約189億円規模となりました。

図表23. 基金残高の推移

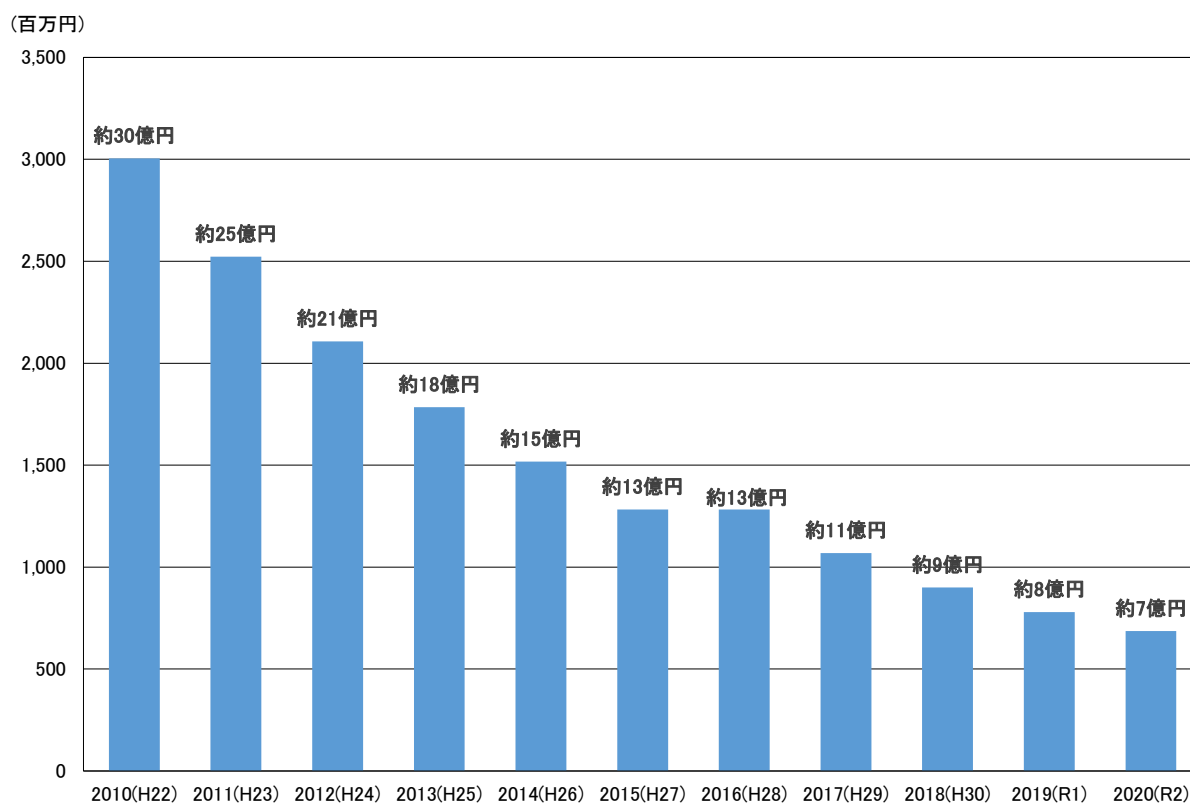


(7) 地方債残高

2020（令和2）年度の地方債残高は、約7億円です。

地方債残高の推移をみると、震災前から減少傾向にあり2010（平成22）年度以降も、減少が続いています。

図表24. 地方債残高の推移



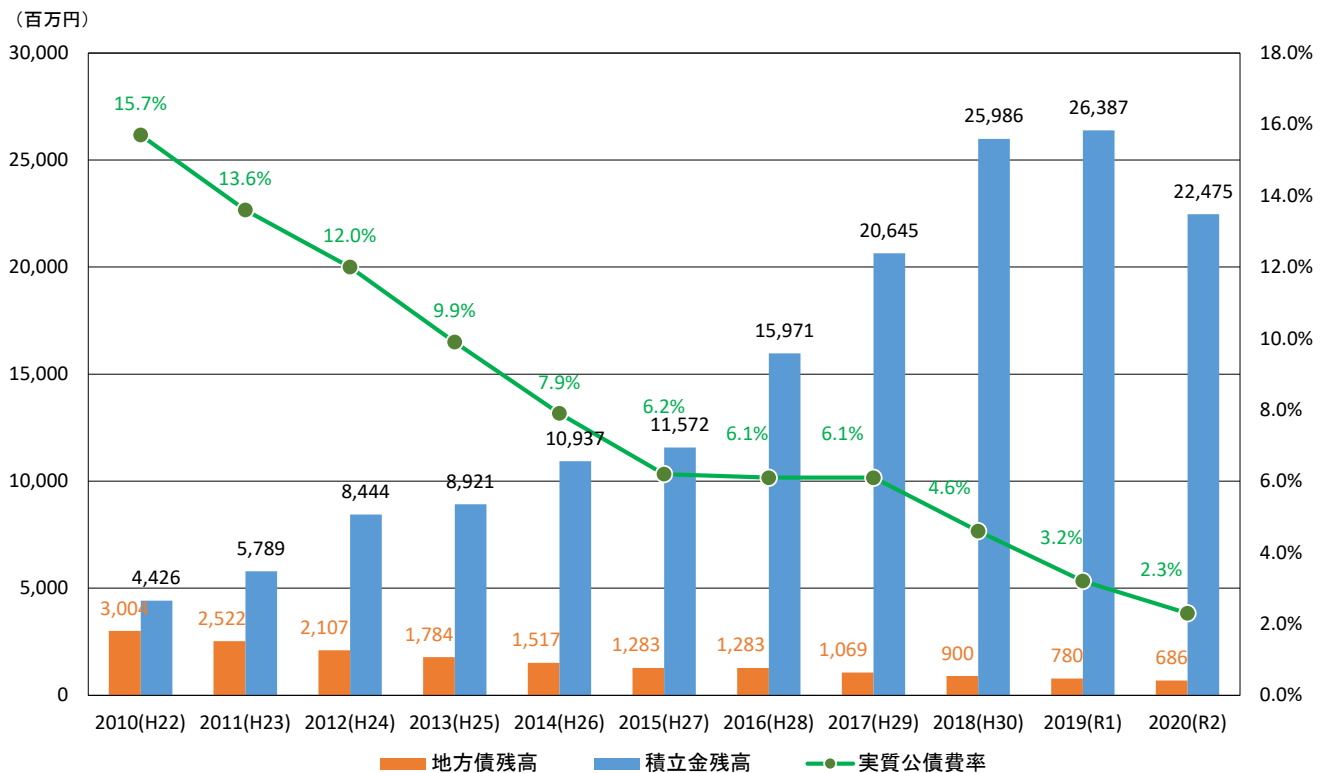
(8) 地方債残高・積立金残高・実質公債費率

地方債残高は、2010（平成 22）年度が約 30 億円でしたが、2020（令和 2）年度は約 7 億円となり、割合では約 77%の削減となっています。

財政調整基金やその他の特定目的基金を合算した積立金残高は、2020（令和 2）年度で約 225 億円となっています。財政調整基金は、歳入が不足する年に取り崩すことで財源を調整するなど計画的な財政運営を行うための貯金であり、不測の事態に対応できるよう一定水準の維持が必要です。

財政の健全化判断比率の指標である実質公債費比率は、2010（平成 22）年度より改善されてきており良好な状態にあります。

図表25. 地方債残高・積立金残高・実質公債費率の推移



3. 公共施設等の更新費用

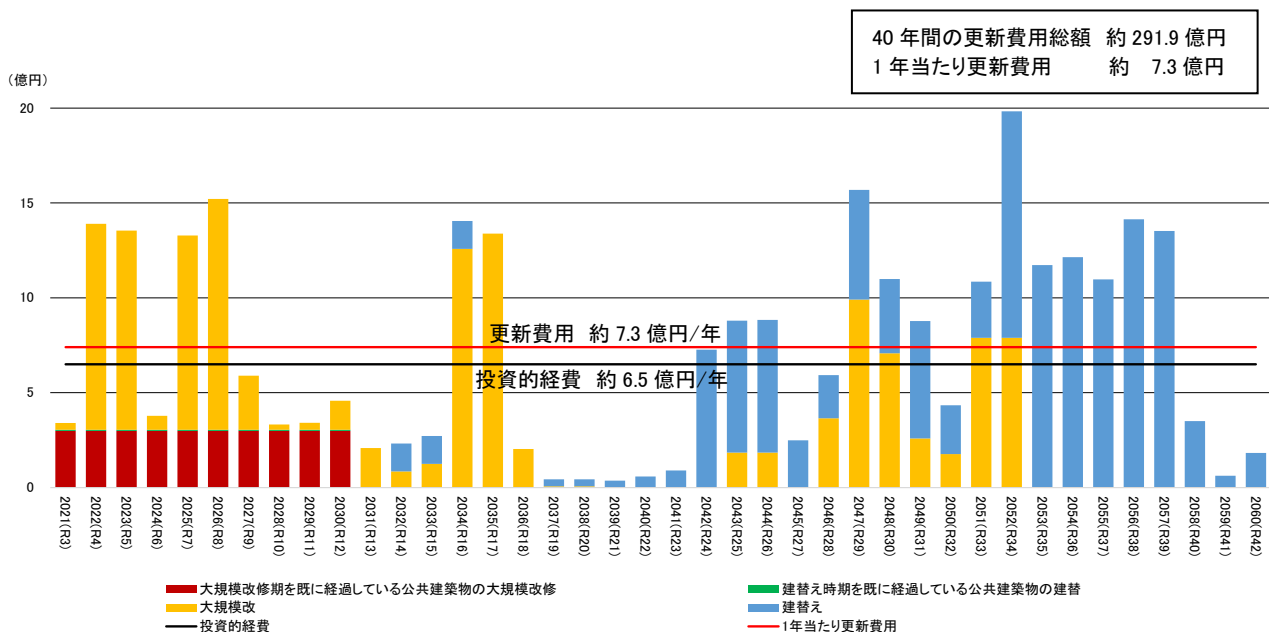
(1) 公共建築物

公共建築物の更新等にかかる費用は、耐用年数が経過した後に、同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後40年間の総額で、約291.9億円となります。1年あたりの平均は、約7.3億円/年です。

一方で、公共建築物の更新費用として負担可能な投資的経費の見込みを、震災前の期間である2009（平成21）年度から2010（平成22）年度の公共建築物に係る普通建設事業費の平均額とすると、約6.5億/年となります。

今後も投資的経費が現状と同程度とすると、今後40年間の投資的経費の約1.12倍の更新費用がかかることとなります。

図表26. 将来の更新費用の推計（公共建築物）



【公共建築物の更新費用の試算方法】

「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）」に基づき、下記の条件で試算を行った。

- 試算期間
 - ・2021（令和3）年度から2060（令和42）年度までの40年間とした。
- 試算対象施設
 - ・調査時点で保有する全ての公共建築物とした。
- 更新費用の試算方法
 - ・公共建築物の延床面積に更新単価を乗じた。
- 更新時期
 - ・築60年で建替え、築30年で大規模改修と仮定した。
 - ・調査時点で、既に大規模改修又は建替え時期を経過している公共建築物については、負担を分散させるため、2021（令和3）年度から10年間に大規模改修又は建替えを実施するものと仮定した。

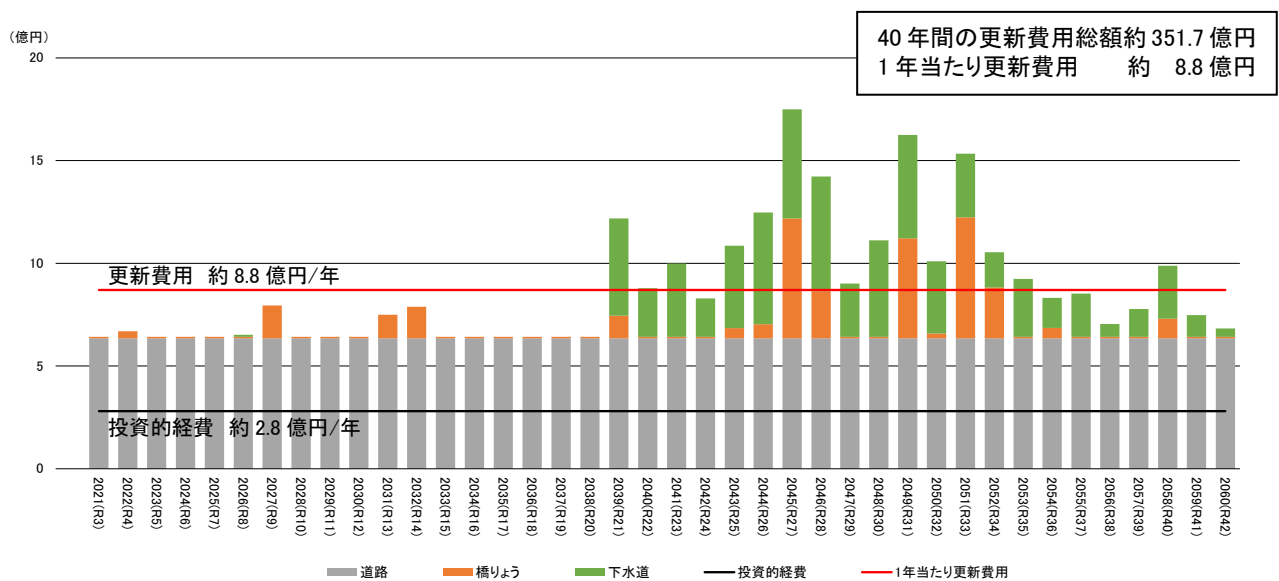
(2) インフラ施設

インフラ施設の更新等にかかる費用は、耐用年数が経過した後に、同じ規模（面積・延長等）で更新したと仮定した場合、今後 40 年間の総額で、約 351.7 億円となります。1 年あたりの平均は、約 8.8 億円/年です。

一方で、今後インフラ施設の更新費用として負担可能な投資的経費の見込みを、震災前の期間である 2009（平成 21）年度から 2010（平成 22）年度のインフラ施設に係る普通建設事業費の平均額とすると、約 2.8 億円/年となります。

今後も投資的経費が現状と同程度とすると、今後 40 年間の投資的経費の約 3.1 倍の更新費用がかかることとなります。

図表27. 将来の更新費用の推計（インフラ施設）



【インフラ系公共施設の更新費用の試算方法】

「公共施設等更新費用試算ソフト（一般財団法人地域総合整備財団）」に基づき、下記の条件で試算を行った。

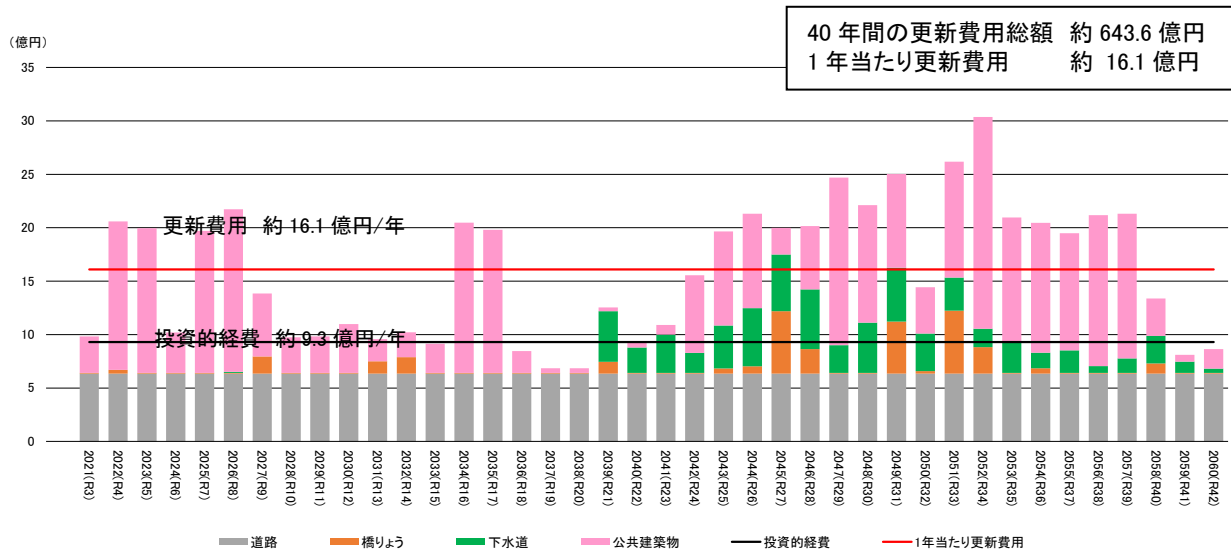
- 試算期間
 - ・ 2021（令和 3）年度から 2060（令和 42）年度までの 40 年間とした。
- 試算対象施設
 - ・ 調査時点で保有する道路、橋梁、下水道とした。
 - ・ 2020（令和 2）年度までに整備された施設を対象とした。
- 試算方法
 - ・ 道路：道路面積を更新年数（15 年）で割った面積に、更新単価を乗じて試算した。
 - ・ 橋梁：橋梁面積を構造区分、長さ区分により更新年数（60 年）として更新単価を乗じて試算した。
 - ・ 下水道：下水処理施設は、管理棟において公共建築物と同様の計算により試算した。管路は、整備年度ごとの口径別の管路延長に、更新単価を乗じた値を更新費用として試算した。
- 更新時期
 - ・ 道路 15 年、橋梁 60 年、下水道（管路）50 年とした。下水道の建物は、公共建築物と同様とした。

(3) 公共施設等

公共施設等（公共建築物、インフラ施設）の更新等にかかる費用は、耐用年数が経過した後に、同じ規模で更新したと仮定した場合、今後40年間の総額で、約643.6億円となります。1年あたりの平均は、16.1億円/年です。

一方で、今後公共施設等の更新費用として負担可能な投資的経費の見込みを、震災前の期間である2009（平成21）年度から2010（平成22）年度の普通建設事業費の平均額とすると、約9.3億円/年であり、1.7倍の費用がかかる試算となります。

図表28. 将来の更新費用の推計（公共施設等）



4. 現状や課題に関する基本的認識

本町のまちづくりの方針や公共施設等及び財政の状況を踏まえ、以下に公共施設等の現状や課題に関する基本的認識を示します。

(1) 公共施設等に対する需要やニーズの変化

本町の人口は、震災前までは横這い傾向にありましたが、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、町外に避難を強いられ、急激に人口減少が進行しました。

2017（平成29）年4月、帰還困難区域を除く地域で避難指示が解除され、ふるさとの地で行政機能を再開し、町の復興再生にむけ本格的な取り組みを開始しました。また、2020（令和2）年3月1日現在の町内居住届出数は、851世帯1,212人であり、ふるさとに帰還した町民は微増、仕事等によって新しく町民となられた方は急増の傾向がみられます。

そのため、公共施設等の配置は震災前後で大きく変わらないものの、需要やニーズは大きく変わることが予想されることから、これらに対応した配置や整備等が必要です。

(2) 長期避難に伴う老朽化の進行

震災後の被害建物等の解体などに伴い、築30年以上を経過した公共建築物は、延床面積ベースで約5割から3割まで改善されました。しかしながら、本町の公共施設等は、帰還困難区域などでは長期間利用されていないことにより、劣化が著しく進んでいます。

そのため、公共施設等の点検・診断を確実に実施し、改修工事等により利用者の安全を十分に確保した上で、各種施設を順次再開させていくことが必要です。

(3) 公共施設等の維持・更新にかけられる財源の限界

本町の歳入は、復旧・復興事業に係る交付金等が多くを占めており、町独自の収入源である地方税は、震災以降大きく減少しました。

一方で、これまで整備されてきた公共施設等が、大規模改修や建替えの時期を迎え、これらの費用が負担可能な投資的経費を超過することが懸念されます。

そのため、健全な財政を維持しながら、帰還者等の生活を支えるサービスを提供していくための、公共施設等のあり方を検討する必要があります。

5. 個別施設計画に基づく対策効果

(1) 対策効果を反映した経費の見込み

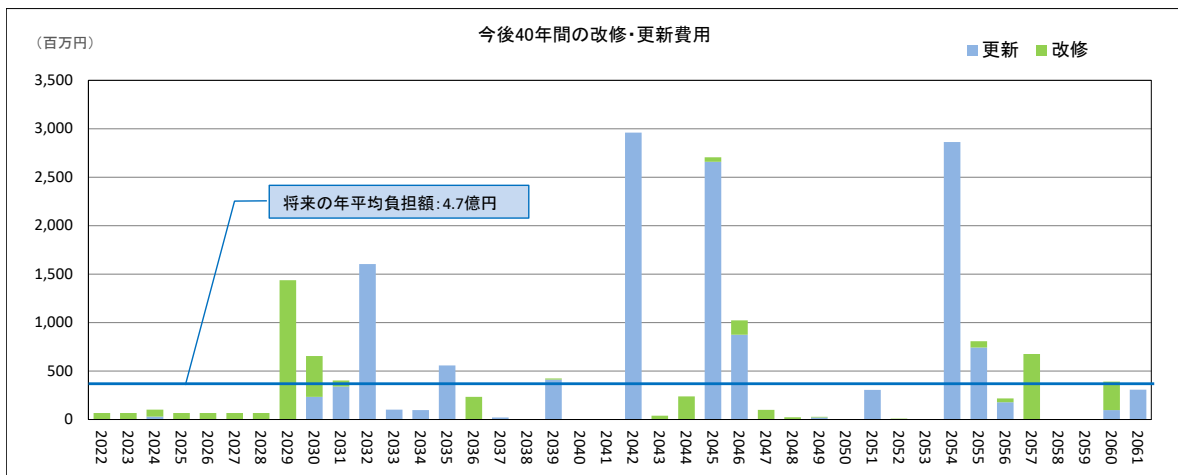
本町では、本計画と同時に、個別施設計画である「富岡町庁舎等個別施設計画」を策定しています。この個別施設計画では、計画対象 40 施設の 2061（令和 43）年度までの経費の見込みとして、事業量のシミュレーションを各パターンで行っています。

① 現状維持した場合の改修・更新費用推計

個別施設計画対象施設の施設総量を維持した場合の更新費用は、今後 40 年間で約 187 億円となり、年平均更新費用は約 4.7 億円となります。これは、平均投資額約 3.7 億円※と比較して約 1.3 倍の費用が必要となり、今後も現状の投資額が維持されると仮定したとしても、約 21.3%の公共建築物は更新できないため、複合化、集約化、廃止等により縮減する必要があります。

※平均投資額約 3.7 億円：P23 の 6.5 億円を個別施設計画対象面積比 56.6%の比率で案分した金額。

図表29. 長寿命化を考慮しない場合の概算事業費推計

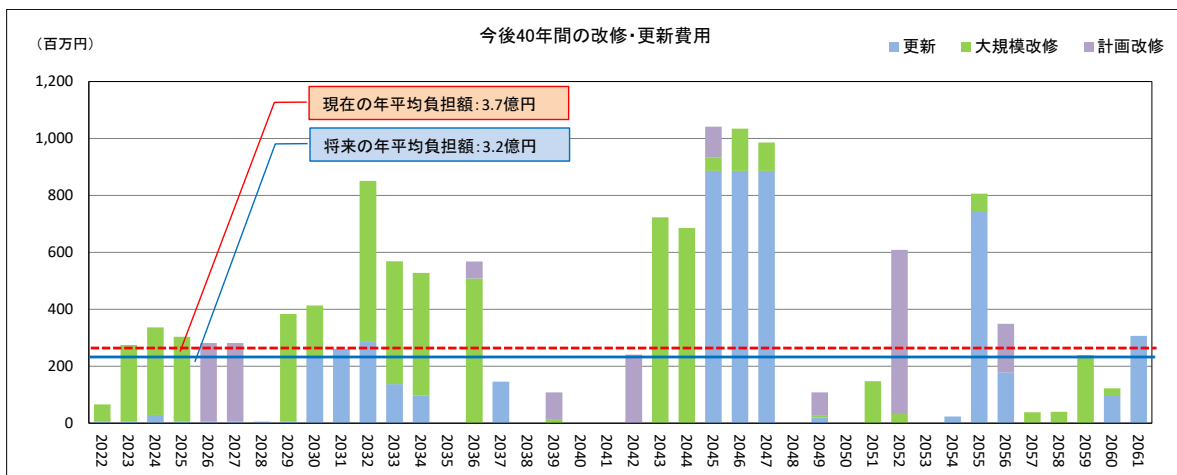


② 長寿命化を考慮した場合の改修・更新費用推計

予防保全による長寿命化に取り組むと仮定した場合の更新費用は、今後 40 年間で約 129 億円となり、年平均更新費用は約 3.2 億円となります。

このことは、今後も現状の投資額が維持されると仮定した場合、計画対象施設は現状規模を維持管理可能となり、長寿命化の対策効果が表れています。

図表30. 長寿命化を考慮した場合の概算事業費推計



(2) 対策による効果額

① 将来改修・更新費用推計の主な条件

将来の改修・更新費用の推計は、以下の条件で行っています。

なお、個別施設計画では、最終的に更なる縮減を目指し、計画的な改修により長寿命化を目指す建物（長寿命化建物）と、それ以外の建物（その他建物）に区分し方針を定めています。

図表31. 費用推計の主な条件

| | 長寿命化を考慮しない場合(現状維持) | 長寿命化を考慮した場合 |
|--------|---|---|
| 対象期間 | 個別施設計画の期間 2022年度～2061年度 | 左記に同じ |
| 対象施設 | 個別施設計画で対象とした 40施設 延床面積 41,647.3㎡ | 左記に同じ |
| 目標使用年数 | 鉄筋コンクリート造[RC]：50年 鉄骨造[S]：50年 木造[W]：30年 | 鉄筋コンクリート造[RC]：80年 鉄骨造[S]：80年 木造[W]：60年 |
| 改修時期 | 【計画改修】：行わない 【大規模改修】：[RC・S]：25年 [W]：15年 | 【計画改修】：[RC・S]：20年・60年 [W]：15年・45年 【大規模改修】：[RC・S]：40年 [W]：30年 |
| 更新 | 現在と同じ規模及び構造で建替を想定 | 左記に同じ |
| 単価設定 | 更新：350,000円/㎡ 大規模改修：169,000円/㎡ (内訳は個別計画を参照) | 更新：350,000円/㎡ 大規模改修：169,000円/㎡ 計画改修：68,200円/㎡ (内訳は個別計画を参照) |

② 長寿命化による効果の試算

本町が保有する対象の公共施設を将来にわたり維持し続けると仮定して、長寿命化の取り組みを進めた場合の効果について試算し、前記の試算シミュレーション結果について比較します。

試算は、長寿命化に向けた考え方にに基づき、一定の規模、用途及び構造の建物について、構造種別ごとに設定した目標使用年数を見据えた計画的な改修による保全を前提とし、その他の条件は上記の試算条件と同様とします。

比較の結果、長寿命化による効果として、期間全体で必要となる総額は約31%、約59億円の削減が見込まれ、これは年平均額で約5.9億円の削減効果となることが分かります。このことから、長寿命化に取り組むことで大きな費用削減効果が期待できるということが言えます。

図表32. 長寿命化対策を行った場合の縮減効果額

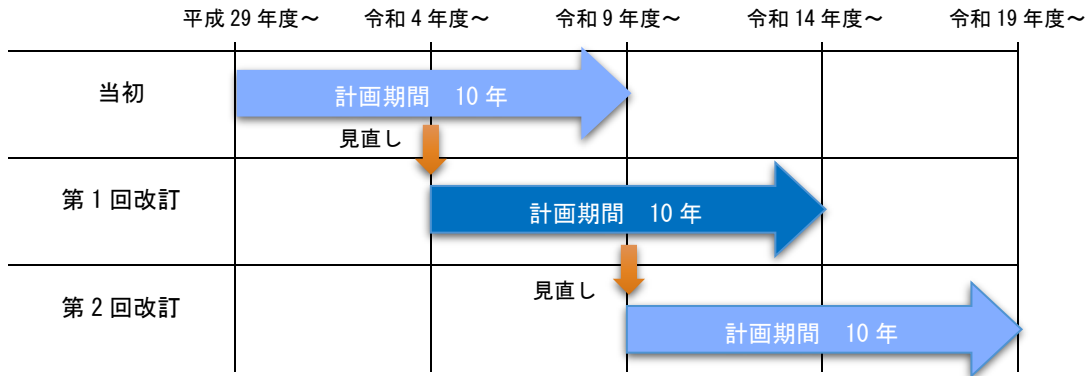
| 算定期間 | ①従前の更新費用 | ②長寿命化した場合の更新費用 | 縮減効果額 (①-②) |
|-----------------------|----------|----------------|---------------------|
| 2022年度～2031年度 10年間 | 30.0億円 | 26.0億円 | 4.0億円 (0.4億円/年) |
| 2032年度～2061年度 30年間 | 157.2億円 | 102.7億円 | 54.5億円 (5.3億円/年) |
| 2022年度～2061年度 40年間 | 187.2億円 | 128.7億円 | 58.5億円 (5.9億円/年) |

4章. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間について

本計画は第1回改定であり、計画期間は令和4年度から令和13年度までの10年間とし、5年間毎に見直しを行います。

図表33. 計画期間



2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な取組体制

1) 点検、維持管理に関する体制構築

- ・これまで点検、維持管理等は、建築を専門とする職員が不在で、各所管課で実施してきました。
- ・専門知識を有する技術職員による点検、維持管理の実施体制を構築します。
- ・また、土木関連における高度な技術的判断が的確に行える経験者の活用や技術的ノウハウの蓄積・継承に向け、適切な人材育成・配置の仕組みづくりを行います。

2) 町民の帰還状況と将来ニーズを的確に捉えた施設の整備・更新に関する検討の場づくり

- ・公共施設等に関連する事務は、「設置・運営する部署」「設計・建設する部署」「予算を配分する部署」など、町の複数の部署が関わっています。
- ・このため、関係する部署間で、情報共有や調整、進捗管理や横断的事項に関する意思決定等を円滑に行うため、全庁的に連携します。
- ・特に、町民の帰還状況を見据えながら、必要な施設を効率良く段階的に整備していくことが重要となります。このため、町民の帰還状況と将来ニーズを的確に捉えた施設の整備・更新を検討する検討部会を設置します。

(2) 情報管理・共有方策

① 段階的なデータベースの構築

- ・ 公共施設等の点検・診断、維持管理・更新等のサイクルを通じて、データを収集・蓄積し、情報の一元化を推進します。
- ・ 公共施設等のデータベース（台帳）を構築するため、固定資産台帳の整備等を通じて統一の様式を設定し、情報の共有化を推進します。

② 情報の一元管理と担当部署間の連携による情報の共有化

- ・ これまでは、公共施設等の点検、維持管理、更新は、各所管課で個々に対応していましたが、これからは、情報の一元管理を推進します。
- ・ また、類似施設や複合施設については、専門部署と担当部署の連携することで情報の共有化を図ります。

③ 各職員の意識向上につながる情報発信

- ・ 公共施設等の維持管理は各所管課対応だったことから、各職員のレベル向上を図るために、維持管理に対する情報共有と情報発信を行います。
- ・ スクラップアンドビルドの考え方から、維持管理を率先して行い、大切に長く使う意識醸成を図っていきます。

④ 町民の帰還促進につながる情報の公開

- ・ 町民の帰還促進につながるように、公共施設等の復旧状況や整備予定、稼働状況などがわかる情報発信に努めます。
- ・ また、実際に利用している町民や、帰還を検討している町民のニーズを把握し、職員間で共有できる仕組みを構築します。

3. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

- 平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、富岡町全域が避難指示区域となり、全町避難の状況となりました。
- 富岡町は、富岡町災害復興計画（第一次）に基づき、道路や上下水道の復旧など、生活環境の整備を進めるとともに、国は、町内の除染を「帰還困難区域」を除き、平成 28 年度を除染の完了目標として進めてきました。
- このような状況で、平成 27 年 2 月 17 日に避難指示区域の一部（帰還困難区域を除く居住制限区域と避難指示解除準備区域が対象）を平成 29 年 4 月 1 日に解除する政府提案を受けて、町は、平成 29 年 4 月 1 日に「本町の一部の避難指示解除」としました。
- その後、富岡町災害復興計画（第二次[後期]：令和 2 年 3 月）を策定するとともに、災害公営住宅や複合商業施設等の整備による生活環境の充実など、町民の帰還のために必須となる生活インフラのほか、医療・福祉サービスの再開や充実、町内での小中学校の再開や幼保連携型認定こども園の開所など、教育環境の整備を実施しています。
- さらに令和 5 年春には、帰還困難区域の一部である特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指しています。
- 今後、町民の帰還が進むなかで、公共施設等に対する町民ニーズは、町民の帰還の進捗状況や人口減少、少子高齢化の進展に伴い、大きく変化していくことが予想されます。
- 老朽化が進行した公共施設等を更新するためには、多額の財政負担を強いられ、将来への負担を増やすこととなります。
- そのための財源の確保は、今後予想される長期的な人口減少等に伴う町税収入の減少、高齢人口の増加に伴う社会保障費の増大等により、より厳しくなることが見込まれます。
- このため、町の公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために、次の 4 つの基本方針を設定します。

基本方針 1 町民の段階的な帰還に応じた公共施設等の総量の適正化

- 将来への負担を少しでも軽減するため、段階的な町民帰還に応じた、施設の復旧、更新により公共施設等の総量の適正化を図ります。
- 公共施設等の総量縮減は、単に現在の公共施設等を廃止するのではなく、町民の帰還を促すため、町民ニーズに適合した施設の整備や改修を図りながら、段階的に推進します。
- 新たな施設を整備する場合は、既存施設との複合化や多機能化等をあわせて検討することを基本とします。

基本方針 2 公共施設等の効率的な管理運営と有効活用

- 公共施設等の総量縮減を図りながらも、町民へのサービスを低下させることなく、継続的に提供していきます。
- 復興支援などの新たな取り組みと連携しながら、建物を「保有」する考え方から、建物を「活用」する考え方への転換を図ります。
- 帰還の状況によっては、公共施設等を有効活用できない期間が発生するため、民間事業者による活用も含めて推進していきます。

基本方針 3 広域連携による管理運営の効率化

- 今後、一つの自治体で公共建築物・インフラ施設の維持管理や運営をしていることが、人的・財政的に負担となっていくと懸念されるため、広域連携による効率的な管理運営のあり方の検討について、県や双葉地方広域市町村圏組合等と連携して推進します。

基本方針 4 長期避難区域の施設の安全性確保と適性配置

- 避難により長期間利用されていなかった施設は、利用再開の前に施設の点検を実施し、施設の状態に応じて修繕や除却を行います。
- 今後の帰還に伴う新たな地域構造を勘案しながら、帰還困難区域等の公共施設等の適正な配置を検討します。

【数値目標の設定】

今後 40 年間の公共施設等の更新費用が多大なものとなる試算結果に対し、公共建築物については、施設総量の適正化目標を検討する必要があります。適正化目標は、将来負担できる更新費用の上限を、現在の投資額と想定し、超過する更新費用の割合に比例する延床面積を縮減する数値目標となります。

公共施設等更新費用試算ソフトによれば、今後、改修・更新できる施設は 89%程度であり、11%の施設が改修・更新できないこととなる試算となっています。また、「富岡町庁舎等個別施設計画」によれば、長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を行えば、現状施設規模を維持管理可能となる試算も出ています。

これらの試算結果前提では、震災により全町避難を余儀なくされる間に、施設の劣化等が進んだ建物を相当数廃止したため、震災前の延床面積を縮減実施済み試算と捉えることができます。また、本町にとっては、町の復興と住民帰還を優先事項とし、これからが、町の将来に向けた施設整備やインフラ整備が必要な時期と考えています。

よって、復興の進捗状況及び定住人口の回復状況とともに、施設総量の適正化目標の検討は行いますが、現時点では、今後の公共建築物の維持・更新に当たっては、予防保全による長寿命化と人口動向に応じた適正規模の見直しを前提とし、施設総量の適正化目標は設定しません。

4. 項目別実施方針

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省：平成30年2月27日改定）」に示されている8つの事項ごとに実施方針を以下に示します。

（1）点検・診断等に関する実施方針

① 点検マニュアルの作成と計画的な点検の実施

- 公共施設等の計画的な維持管理・修繕・更新等のため、日常点検、定期点検、臨時点検を全庁的に確実に実施します。
- 日常点検については、所管部署職員等（施設管理者、指定管理者）が簡易的に点検できるように点検マニュアルを作成し、実施することを基本とします。
- 定期点検については、民間事業者等の専門技術を活用しながら、各種法令等に基づく法定点検や各種計画・設計に必要な点検を実施します。
- 臨時点検については、自然災害や火災・事故等の発生による予期せぬ損傷や異常がないかを確認するため速やかに実施します。

② 長期間使用していない施設の点検・診断

- 帰還困難区域などで長期間使用していない施設は、利用再開の前に調査を実施し、修繕等の必要性の判断を行います。

③ 点検情報の一元化と有効活用

- 日常点検や定期点検により得られた情報は、履歴をデータ化して集積・蓄積し、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に有効活用します。
- データベース（台帳）を段階的に整備するとともに、様式を統一化する等、情報を活用しやすいようにします。

（2）維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 優先度に基づく維持管理・修繕・更新

- 施設の重要性や劣化状況等に応じた優先度の評価を行いながら、計画的に維持管理・修繕・更新等を行います。

② 必要なコストの最小化による予算確保

- 維持管理・修繕・更新等を確実に実施するため、必要なコストを優先度にあわせて平準化させ、予算を安定的に確保します。
- 建設費用（イニシャルコスト）だけでなく、維持管理・運営費用を含めて検討し、ライフサイクルコストの最小化を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

① 危険性のある施設や設備の確実な発見

○所管部署職員等(施設管理者、指定管理者)の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、危険性のある施設や設備を確実に発見します。

② 危険性が認められた場合の緊急措置

○点検・診断等により人的被害の発生等の危険性が認められた公共施設等は、使用制限や通行制限、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等適切な措置などのソフト・ハードの両面から安全を確保します。

(4) 耐震化の実施方針

① 公共建築物の耐震化

○耐震診断及び耐震改修の実施状況を整理し、今後必要な耐震化を検討します。

② インフラ施設の耐震化

○橋梁等のインフラ施設の耐震化は、個別計画等に基づき推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

① 重要施設における長寿命化の検討

○学校施設個別施設計画や庁舎等個別施設計画などの、統合や廃止の実施方針を踏まえ、今後、重要と考える公共建築物については、修繕又は予防的修繕等による公共施設等の長寿命化を推進します。

② インフラ施設の長寿命化の推進

○富岡町橋梁長寿命化修繕計画などインフラ施設の長寿命化は、個別計画等に基づき推進します。

(6) ユニバーサルデザイン化の方針

○「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 2 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣議会議決定)を踏まえ、公共施設等の整備・改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

(7) 統合や廃止の実施方針

① 帰還状況を踏まえた段階的な統廃合

○町民の帰還動向をきめ細かく把握しながら、公共建築物の統合や廃止を検討します。

○帰還困難区域にある公共建築物は、除染の進捗や町民の帰還の進捗にあわせて検討します。

② 長期間利用していない施設の撤去

○避難により長期的に利用されていなかったなど、公共建築物等の劣化が著しく進行し、安全性が確保できない施設は、他の施設の活用や新規整備を検討し、既存施設については解体撤去を検討します。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 人材育成

- 国や県、周辺自治体（双葉地方広域市町村圏組合等）、その他公益団体等との連携により、適切な人材育成・確保を推移します。

② 庁内組織体制

- 職員が有する技術を蓄積・継承するための組織体制を検討します。
- 類似する施設や複合用途の施設を所管する部署に関連する業務等の情報共有を図ります。

③ 民間活力の導入

- 指定管理者制度の導入を検討し、民間事業者と連携して管理・運営を推進します。
- より質の高いサービスを効率的に提供するため、官民連携手法（PPP/PFI 等）の導入や事業特性に応じた入札契約方式の選択・運用等（包括契約、長期契約等）を推進します。

④ 町民・地域との協働

- 町民の帰還により新たに形成されるコミュニティ（地域）と協働で、効果的・効率的な管理運営を推進します。

⑤ 広域連携

- 県または双葉地方広域市町村圏組合等との連携により、公共サービスの広域化や管理代行、事務の共同処理、業務の共同発注、技術職の派遣等、新たな連携の枠組みを検討します。

5章. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に関する基本的な方針、および項目別実施方針を基本とし、施設類型ごとに特筆すべき事項として、管理に関する基本的な方針を以下に示します。

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 公共建築物の管理に関する基本的な方針

- (1) 学校教育系施設に関する基本的な方針
- (2) 公営住宅に関する基本的な方針
- (3) 保健・福祉施設に関する基本的な方針
- (4) 町民文化系施設に関する基本的な方針
- (5) スポーツ系施設に関する基本的な方針
- (6) 行政系施設に関する基本的な方針
- (7) 産業系施設に関する基本的な方針
- (8) 子育て支援施設に関する基本的な方針
- (9) 医療施設に関する基本的な方針
- (10) 公園等施設に関する基本的な方針
- (11) その他公共施設に関する基本的な方針

2. インフラ施設の管理に関する基本的な方針

- (1) 道路・橋梁に関する基本的な方針
- (2) 下水道に関する基本的な方針
- (3) 公園に関する基本的な方針
- (4) 河川・水路に関する基本的な方針

1. 公共建築物

(1) 学校教育系施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・学校教育系施設は、学校が2施設、学校給食調理場が1施設あります。
- ・学校の耐震診断・耐震化はすべて実施済みです。
- ・小中学校統合により、令和4年度から富岡第一中学校は、富岡小学校・富岡中学校。富岡第二小学校体育館は、富岡小学校・富岡中学校の第二体育館となります。
- ・第一中学校体育館が築49年であり、大規模改修工事を行っているものの、今後、耐用年数の経過により改築（建替）が必要となります。
- ・学校給食調理場は、2021年度に富岡第一中学校の敷地内に建設しました。
- ・当該施設の主な利用者である児童・生徒の帰還を予測することは難しいため、状況変化を確認しながら、随時施設のあり方を検討する必要があります。

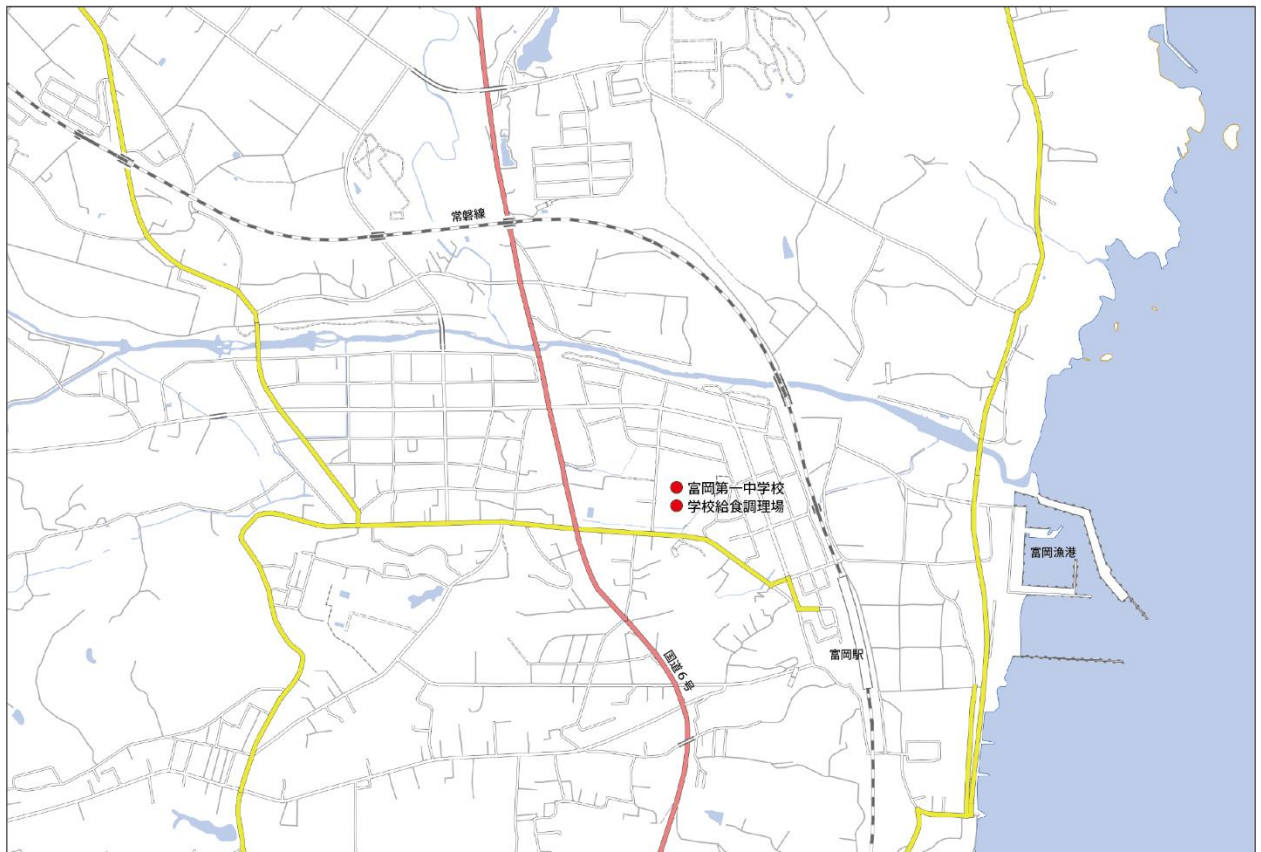
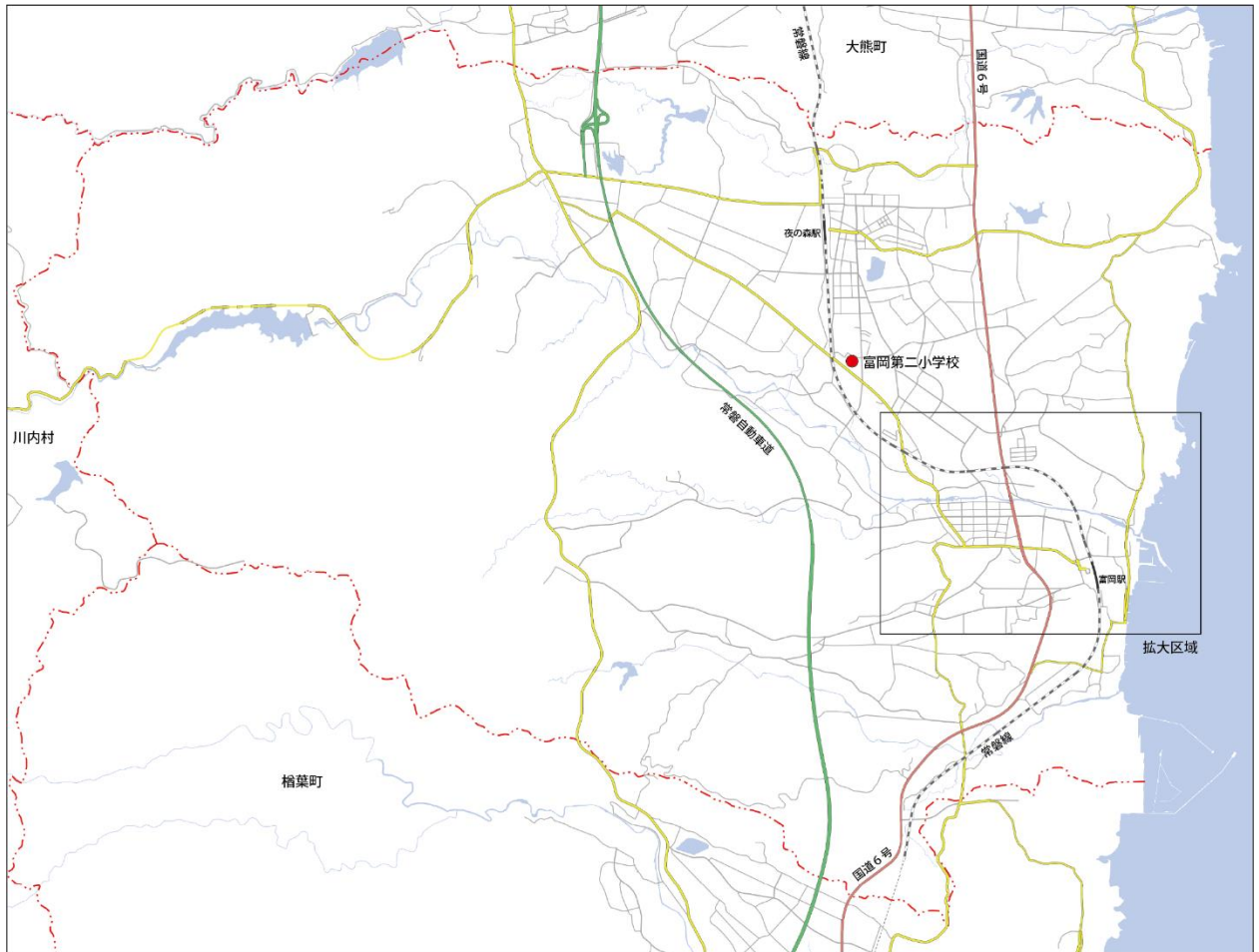
2) 管理に関する基本的な方針

- 健全な就学環境の維持のため、長寿命化を基本としつつ、状況に応じて早急な対応（補修等）を実施します。（長寿命化）
- 定期点検等の実施により、予防保全の推進をすることで、安全性の確保を図りながら財政負担の平準化やライフサイクルコストの縮減を図ります。（長寿命化）
- 第二小学校体育館は、令和4年度より学童クラブとしての仮利用を予定しています。
- 居住者数・児童生徒数の数を見据えながら、施設のあり方を検討します。
- 学校給食調理場で提供すべき食数の見通しを立てながら、維持管理に努めます。（維持管理）

図表34. 学校教育系施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|--------------|----------|----------|------|------------------------|----|
| 富岡第二小学校(体育館) | 鉄筋コンクリート | 2004 | 17 | 1,357.3 | |
| 富岡第一中学校 | 鉄筋コンクリート | 1987 | 34 | 6,711.0 | |
| 学校給食調理場 | 鉄筋コンクリート | 2021 | 0 | 538.9 | |
| 合計 | | | 3施設 | 8,607.2 m ² | |

図表35. 学校教育系施設配置図



(2) 公営住宅に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・公営住宅は、公営住宅が6施設、その他公営住宅が1施設あります。
- ・震災前の公営住宅は、王塚第2団地、王塚第3団地、新田団地があります。内、帰還困難区域[特定復興再生拠点区域]内の公営住宅は、新田団地の1個所となります。
- ・その他公営住宅は、富岡町教育支援センター（桜風寮）があります。
- ・災害公営住宅として、曲田第1団地、曲田第2団地、栄町団地が整備されました。

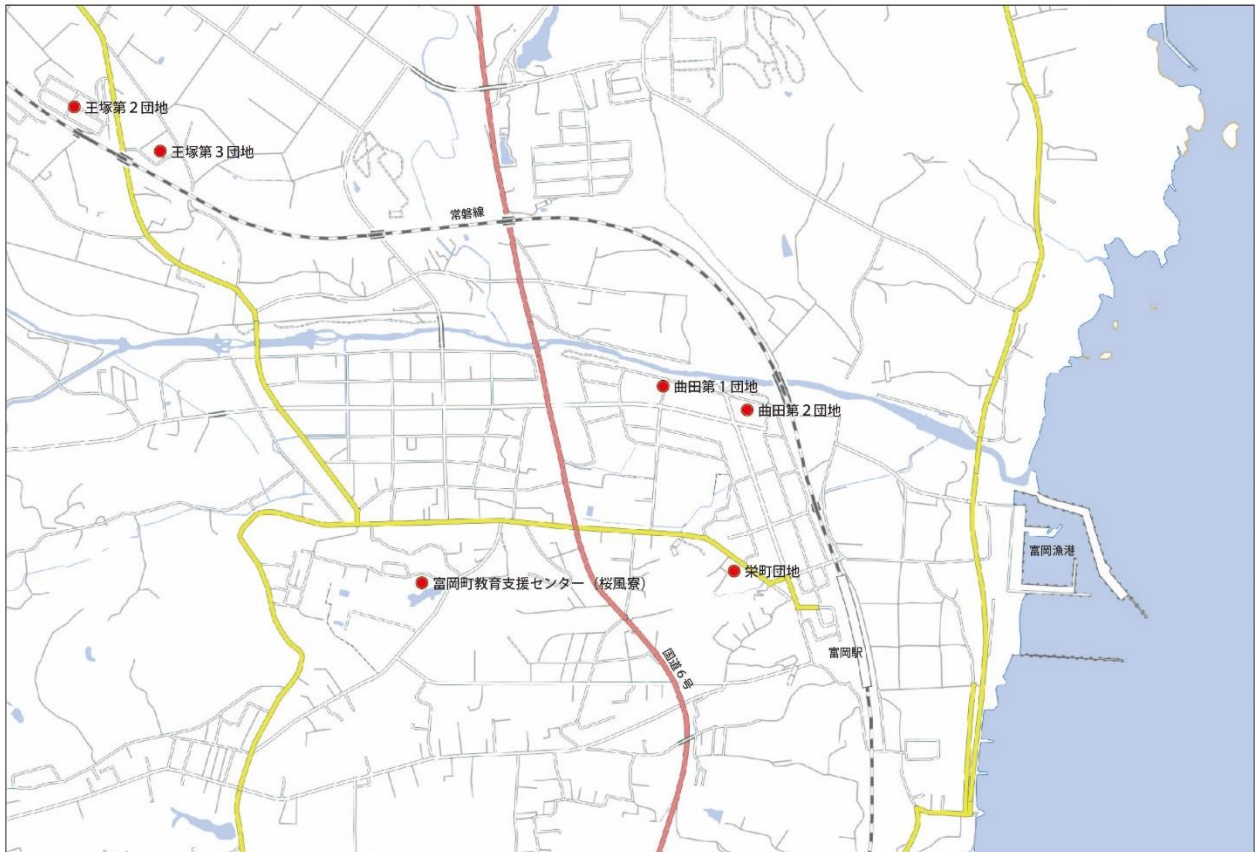
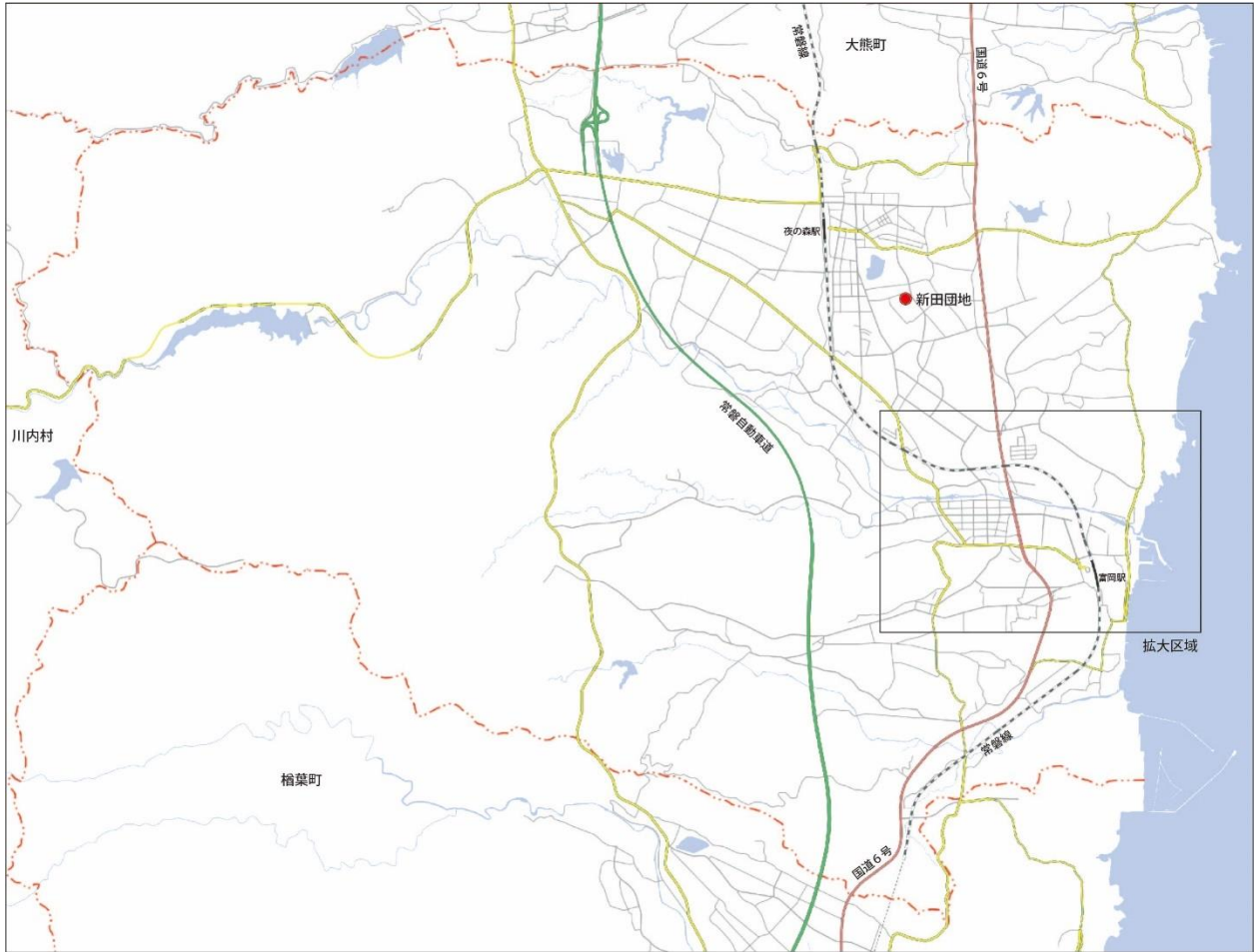
2) 管理に関する基本的な方針

- 震災前と震災後の新旧の公営住宅が混在するため、適切な維持管理に向け、公営住宅等長寿命化計画の策定を検討します。
- 震災前に整備され老朽化した公営住宅は、入居者需要との調整を図りながら、順次、解体撤去を検討します。(統廃合)
- 災害公営住宅の3団地は、定期点検等の実施により、予防保全の推進をすることで、安全性の確保を図りながら財政負担の平準化やライフサイクルコストの縮減を図ります。(長寿命化)
- 富岡町教育支援センター（桜風寮）は、双葉地区教育構想プログラムにおける学生寮として利用されていた施設ですが、現在、これらの生徒は、福島県立ふたば未来学園等に通学していることから、県教育委員会と協議しながら、今後のあり方を検討します。(統廃合・検討中)

図表36. 公営住宅一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|------------------|----------|----------|------|-------------------------|----|
| 富岡町教育支援センター（桜風寮） | 鉄筋コンクリート | 2005 | 16 | 2,120.0 | |
| 王塚第2団地 | 木造 | 1989 | 32 | 793.2 | |
| 王塚第3団地（6号～9号） | 木造 | 1994 | 27 | 296.8 | |
| 新田団地 | 鉄筋コンクリート | 2000 | 21 | 2,120.1 | |
| 曲田第1団地 | 木造 | 2016 | 5 | 4,654.0 | |
| 曲田第2団地 | 鉄骨 | 2017 | 4 | 2,465.4 | |
| 栄町団地 | 鉄骨 | 2017 | 4 | 2,973.0 | |
| 合計 | | 7施設 | | 15,422.5 m ² | |

図表37. 公営住宅配置図



(3) 保健・福祉施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・保健・福祉施設は、高齢者福祉施設が1施設、保健施設が2施設あります。
- ・郡山市内に仮設養護老人ホーム東風荘があります。
- ・福祉活動の拠点として、総合福祉センターがあります。
- ・保健施設は、保健センターがあります。
- ・保健・福祉施設は、少子高齢社会に欠かせない拠点であるため、利用対象者の帰還動向を確認しながら、適正な配置を検討する必要があります。

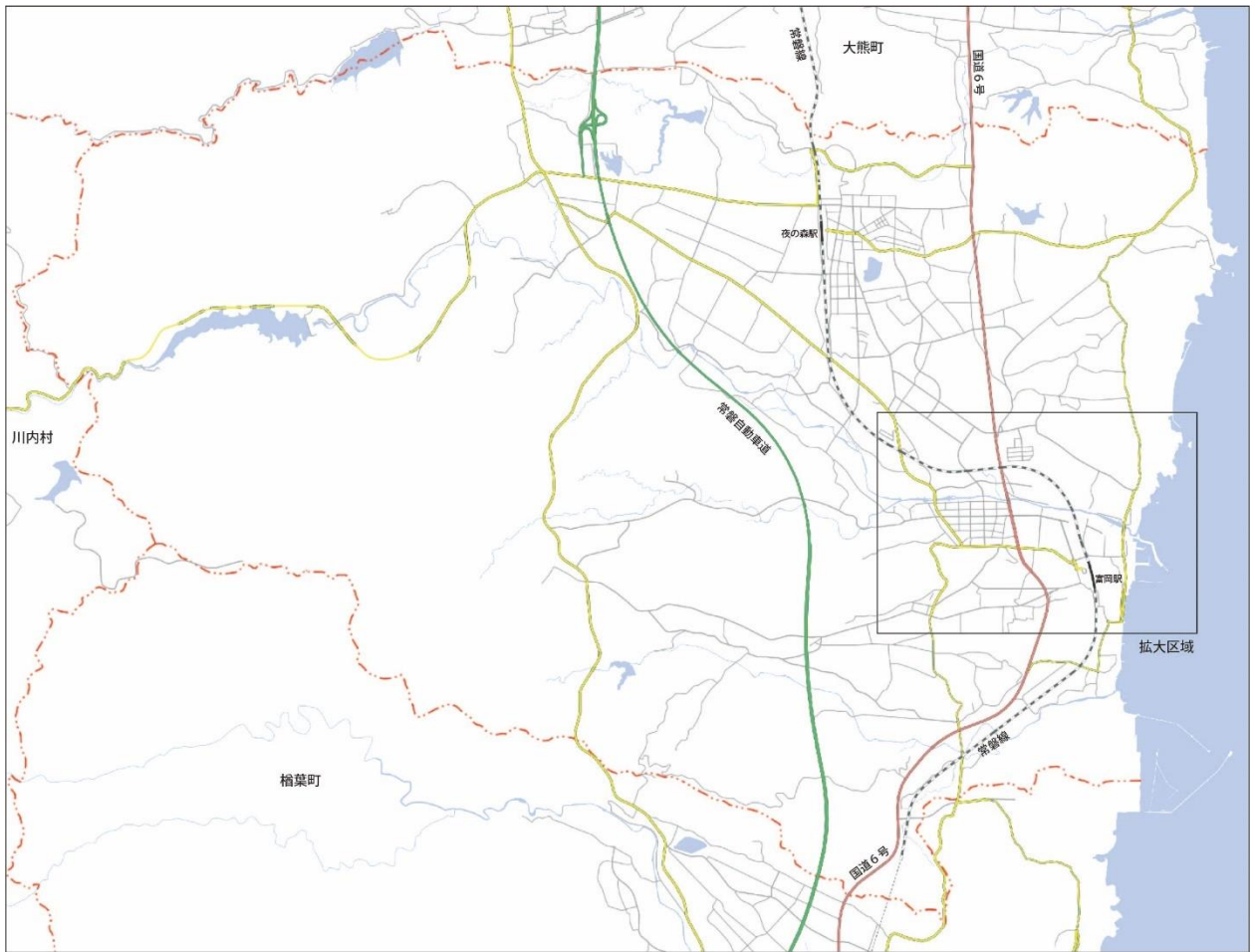
2) 管理に関する基本的な方針

- 仮設養護老人ホーム東風荘（郡山市）は、令和4年度に解体予定です。（廃止）
- 総合福祉センターは、屋上の防水機能の劣化が進行しているため長寿命化を図り、指定管理者により維持管理します。（長寿命化）
- 保健センターは、平成29年度に機能回復修繕工事を行い、今後も予防保全の推進をすることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。（長寿命化）
- 保健・福祉施設は、指定管理者などと連携して、点検・維持管理、運営など行います。

図表38. 保健・福祉施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|-------------------|------------|----------|------|------------------------|------|
| 仮設養護老人ホーム東風荘(郡山市) | 鉄骨鉄筋コンクリート | 2013 | 8 | 1,848.0 | 解体予定 |
| 総合福祉センター | 鉄筋コンクリート | 1985 | 36 | 1,593.0 | |
| 保健センター | 鉄筋コンクリート | 1992 | 29 | 795.0 | |
| 合 計 | | | 3 施設 | 4,236.0 m ² | |

図表39. 保健・福祉施設配置図



(4) 町民文化系施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・町民文化系施設は、文化センター等が 2 施設と集会所が 18 施設あります。
- ・集会所 18 施設のうち、帰還困難区域内の施設は、深谷集会所、夜の森駅前南集会所、新田多目的集会所、小良ヶ浜多目的集会所の 4 施設があります。
- ・集会所は、住民帰還の動向を確認しながら、適正な配置を検討する必要があります。

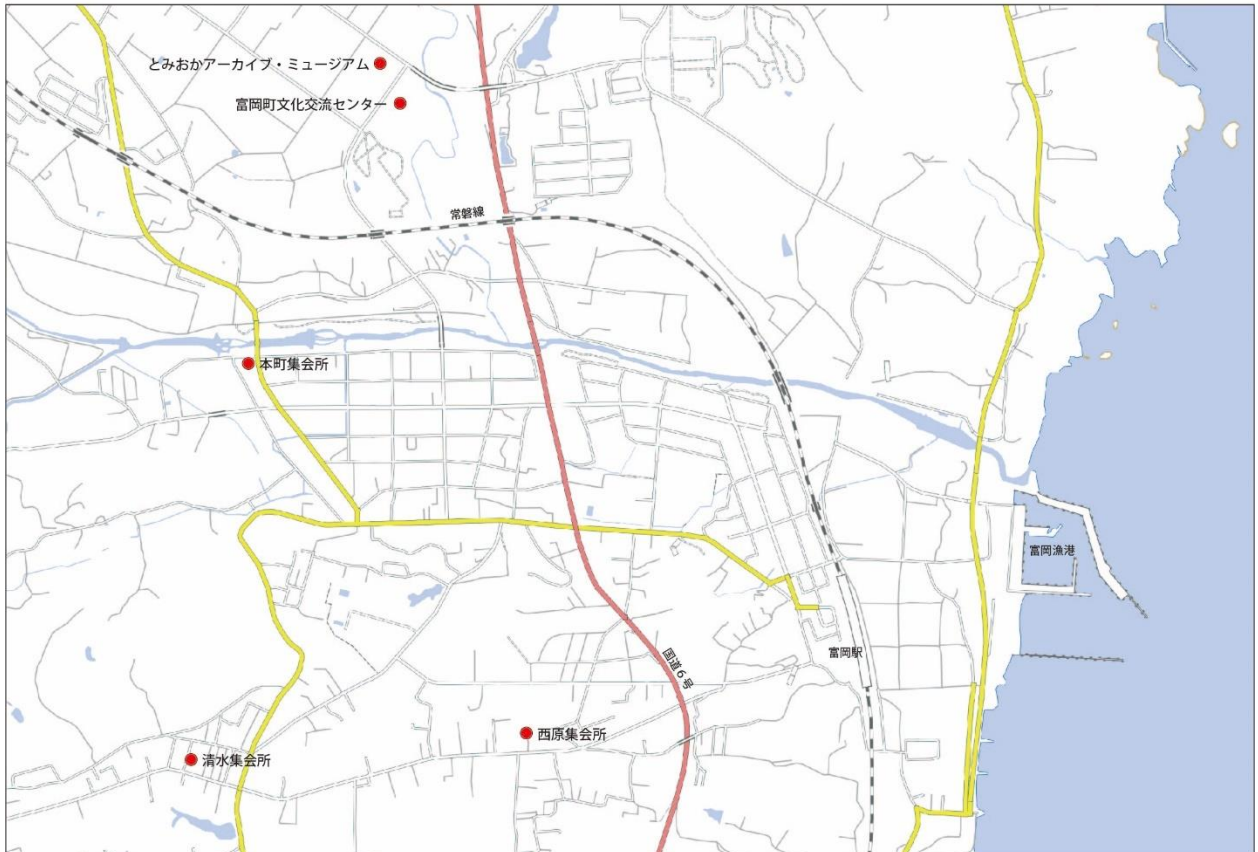
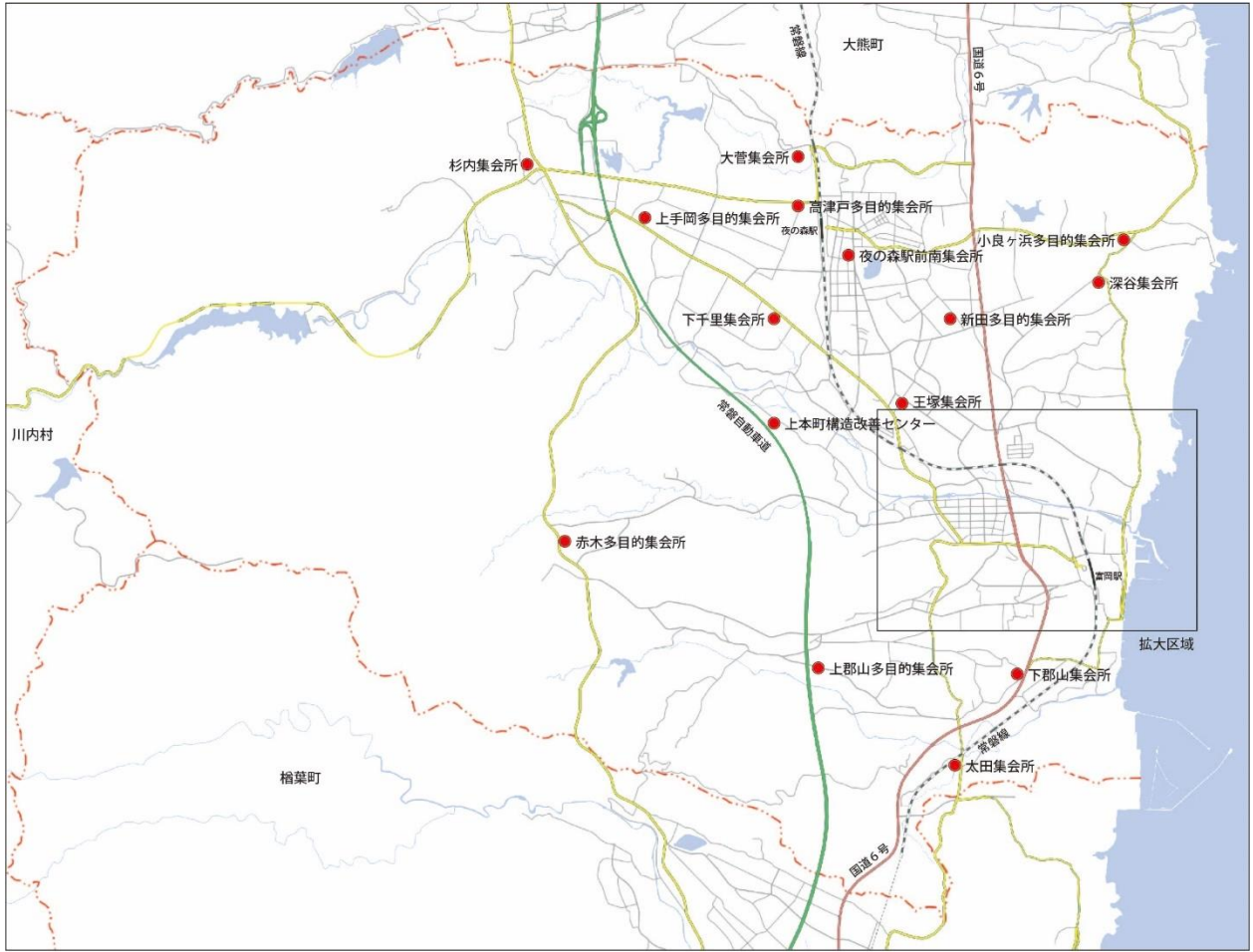
2) 管理に関する基本的な方針

- 富岡町文化交流センターは、再開を契機に点検結果や修繕履歴のデータベース化を図るなど計画的な維持管理に努め、今後も予防保全の推進をすることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。(長寿命化)
- とみおかアーカイブ・ミュージアムは、震災伝承に資する施設となっているため、今後とも適切な維持管理に努めます。(維持管理)
- 深谷集会所、夜の森駅前南集会所、新田多目的集会所、小良ヶ浜多目的集会所を除く 14 集会所は、機能回復修繕工事が完了しており、今後は、住民帰還の動向を確認しながら、適正な維持管理と配置を検討する必要があります。(維持管理)
- 夜の森駅前南集会所と新田多目的集会所は、令和 4 年度に機能回復修繕工事を予定します。(維持管理)
- 集会所は、整備当初の背景等から総務課と産業振興課の 2 課の所管となっているため、情報共有や役割分担など連携して管理します。

図表40. 町民文化系施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|------------------|------------|----------|-------|-------------------------|----|
| 富岡町文化交流センター | 鉄骨鉄筋コンクリート | 2004 | 17 | 8,109.3 | |
| とみおかアーカイブ・ミュージアム | 鉄骨鉄筋コンクリート | 2021 | 0 | 3,532.4 | |
| 太田集会所 | 木造 | 1992 | 29 | 71.0 | |
| 下郡山集会所 | 木造 | 1997 | 24 | 144.0 | |
| 赤木多目的集会所 | 鉄筋コンクリート | 1983 | 38 | 154.9 | |
| 西原集会所 | 木造 | 2005 | 16 | 186.0 | |
| 大菅集会所 | 木造 | 1991 | 30 | 106.0 | |
| 清水集会所 | 木造 | 1994 | 27 | 140.0 | |
| 下千里集会所 | 木造 | 1994 | 27 | 112.0 | |
| 杉内集会所 | 木造 | 1994 | 27 | 87.0 | |
| 本町集会所 | 木造 | 1996 | 25 | 132.0 | |
| 王塚集会所 | 木造 | 1999 | 22 | 165.0 | |
| 高津戸多目的集会所 | 鉄筋コンクリート | 1980 | 41 | 154.3 | |
| 上手岡多目的集会所 | 鉄筋コンクリート | 1980 | 41 | 226.4 | |
| 上郡山多目的集会所 | 鉄筋コンクリート | 1984 | 37 | 225.5 | |
| 上本町構造改善センター | 木造 | 1987 | 34 | 145.8 | |
| 深谷集会所 | 木造 | 2001 | 20 | 76.0 | |
| 夜の森駅前南集会所 | 木造 | 2003 | 18 | 132.0 | |
| 新田多目的集会所 | 鉄筋コンクリート | 1981 | 40 | 228.0 | |
| 小良ヶ浜多目的集会所 | 鉄筋コンクリート | 1982 | 39 | 226.0 | |
| 合計 | | | 20 施設 | 14,353.5 m ² | |

図表41. 町民文化系施設配置図



(5) スポーツ系施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・スポーツ系施設は、富岡町総合スポーツセンター、総合運動場、富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」があります。

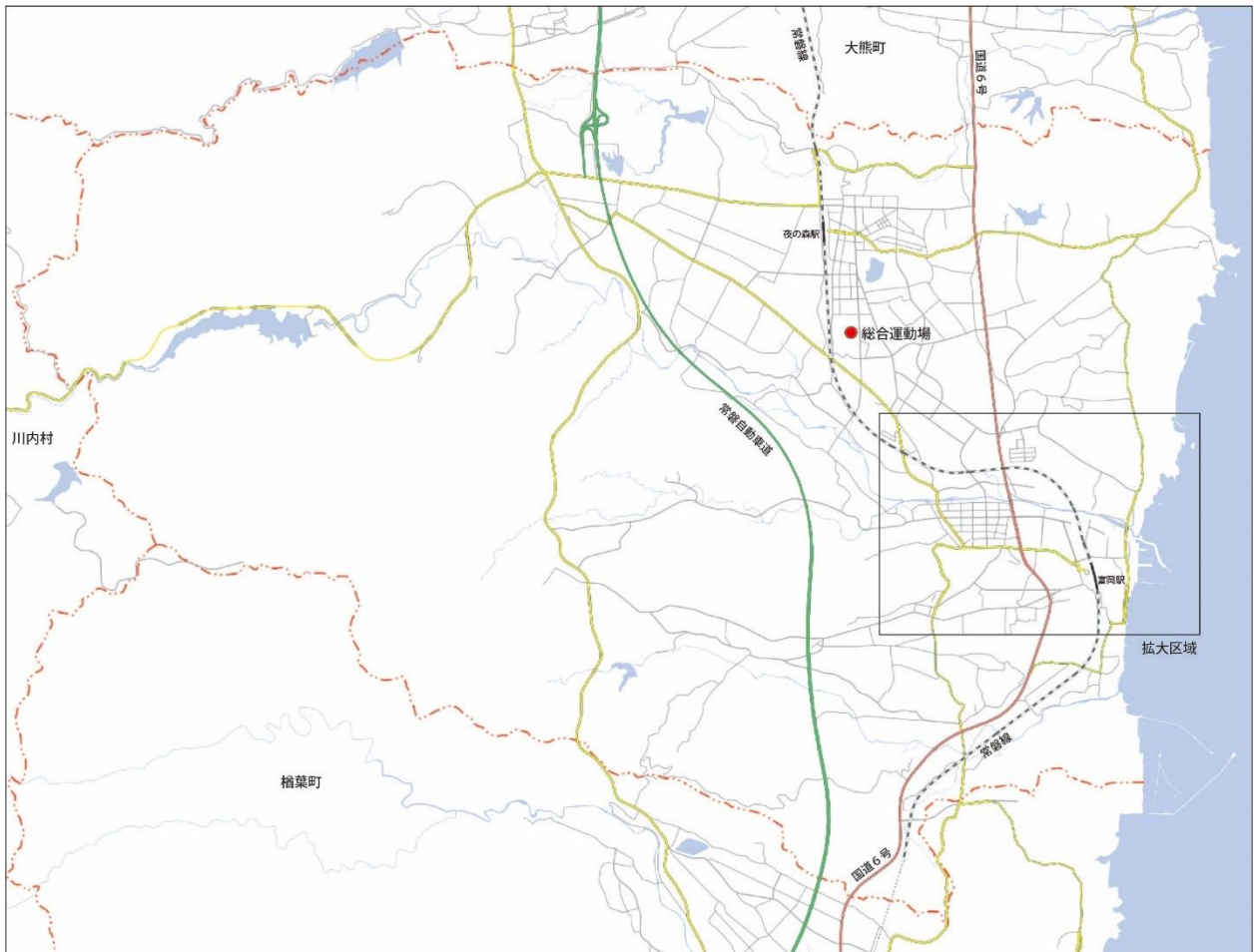
2) 管理に関する基本的な方針

- 富岡町総合スポーツセンターは、避難所に指定されていることから、定期点検等の実施により、予防保全の推進をすることで、安全性の確保を図りながら財政負担の平準化やライフサイクルコストの削減を図ります。(長寿命化)
- 総合運動場は、住民帰還の動向を確認しながら、適正な維持管理に努めていきます。(維持管理)
- 富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」は、子どもたちの健全育成や帰還促進に資する施設となっているため、今後とも適切な維持管理に努めます。(維持管理)

図表42. スポーツ系施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------------------|------------|----------|------|------------------------|----|
| 富岡町総合スポーツセンター | 鉄骨鉄筋コンクリート | 1982 | 39 | 7,735.0 | |
| 総合運動場 | 鉄筋コンクリート | 1989 | 32 | 140.0 | |
| 富岡町地域交流館「富岡わんぱくパーク」 | 木造 | 2021 | 0 | 870.8 | |
| 合計 | | 3 施設 | | 8,745.8 m ² | |

図表43. スポーツ系施設配置図



(6) 行政系施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・行政系施設は、庁舎が1施設、消防屯所が12施設、防災備品倉庫が3施設あります。
- ・庁舎施設としては、役場庁舎があります。
- ・消防屯所は、原下屯所、本町屯所、中央屯所、西原屯所、新町屯所、杉内屯所、上手岡屯所、王塚屯所、深谷屯所、小良ヶ浜屯所、太田屯所、駅前仏浜合同屯所があります。帰還困難区域内の施設は、深谷屯所、小良ヶ浜屯所となっています。
- ・消防屯所は、消防団の再編検討とあわせて、適正な配置を検討する必要があります。
- ・防災備品倉庫は、震災教訓と復興のために、次なる震災等に備えて建設されました。

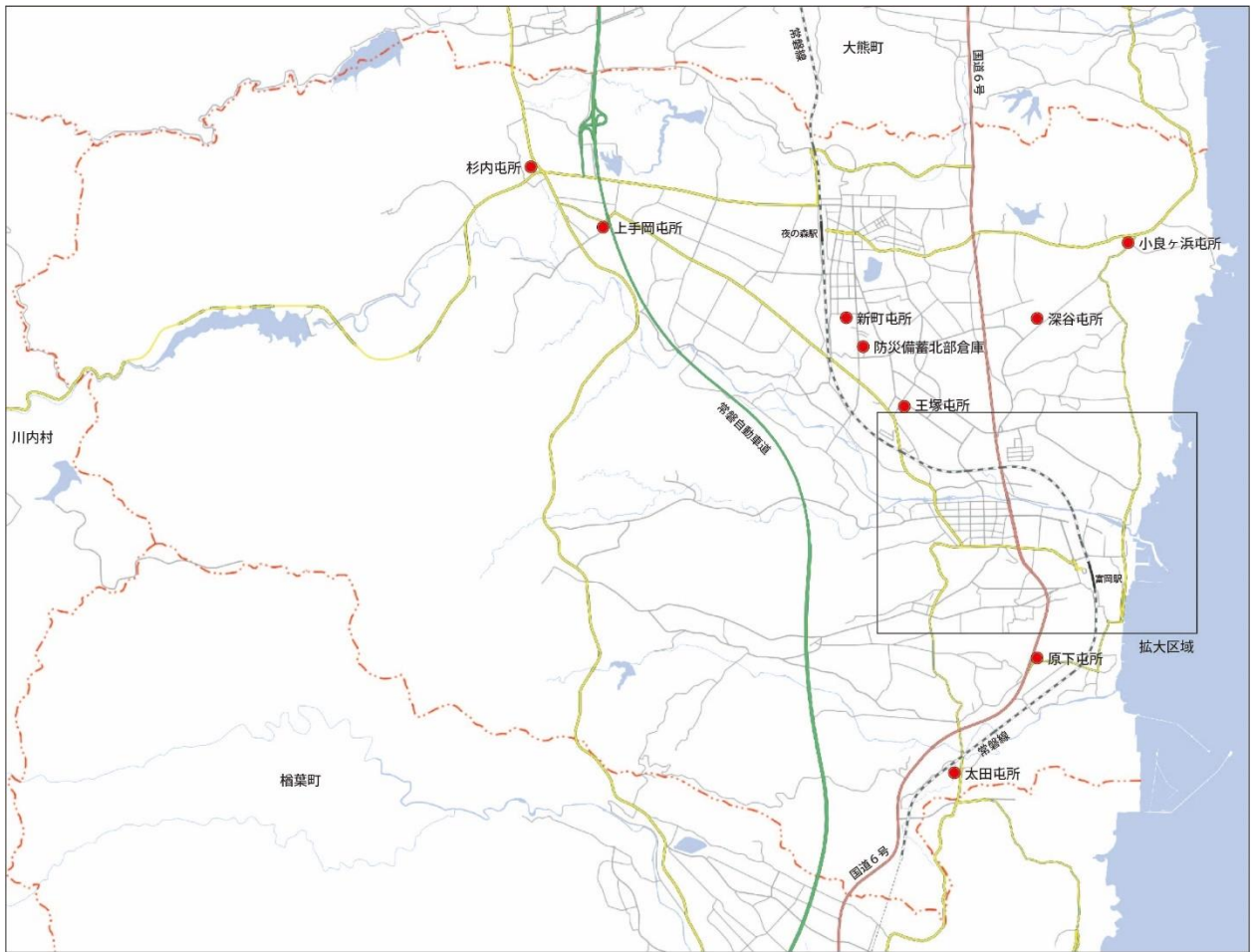
2) 管理に関する基本的な方針

- 富岡町役場は、平成29年3月の再開を契機に点検結果や修繕履歴のデータベース化を図るなど、計画的な維持管理に努め、今後も予防保全の推進をすることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。(長寿命化)
- 消防屯所は、各分団の主要な屯所は復旧工事を行い、その他の屯所については帰還後の動向を確認しながら、消防団の再編とあわせて施設の統合や廃止を検討しています。(統廃合・維持管理)
- 防災備品倉庫は、防災活動の拠点として欠かせない施設であるため、今後も予防保全の推進をすることで、ライフサイクルコストの縮減を図ります。(長寿命化)

図表44. 行政系施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|----------|------------|----------|------|------------------------|----|
| 役場庁舎 | 鉄骨鉄筋コンクリート | 1992 | 29 | 7,660.0 | |
| 原下屯所 | 木造 | 1984 | 37 | 45.4 | |
| 本町屯所 | 木造 | 1998 | 23 | 49.7 | |
| 中央屯所 | 木造 | 1977 | 44 | 273.6 | |
| 西原屯所 | 木造 | 1982 | 39 | 45.4 | |
| 新町屯所 | 木造 | 1982 | 39 | 45.4 | |
| 杉内屯所 | 木造 | 2007 | 14 | 55.5 | |
| 上手岡屯所 | 木造 | 2000 | 21 | 49.7 | |
| 王塚屯所 | 木造 | 2004 | 17 | 49.7 | |
| 深谷屯所 | 木造 | 1983 | 38 | 45.4 | |
| 小良ヶ浜屯所 | 木造 | 1980 | 41 | 45.4 | |
| 太田屯所 | 木造 | 2017 | 4 | 46.4 | |
| 駅前仏浜合同屯所 | 鉄骨 | 2018 | 3 | 99.4 | |
| 防災備蓄拠点倉庫 | 鉄骨 | 2019 | 2 | 633.8 | |
| 防災備蓄北部倉庫 | 鉄骨 | 2019 | 2 | 390.4 | |
| 防災備蓄南部倉庫 | 鉄骨 | 2019 | 2 | 390.4 | |
| 合計 | | | 16施設 | 9,925.2 m ² | |

図表45. 行政系施設配置図



(7) 産業系施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・産業系施設には、複合商業施設「さくらモールとみおか」があります。
- ・複合商業施設「さくらモールとみおか」は公設民営型の施設で、既存施設の大規模改修により平成 28 年度に供用開始しました。平成 29 年度からは指定管理者制度を導入しています。
- ・商業施設は、町民の帰還や生活に不可欠なサービスであるため、適切な維持管理・運営を図っていく必要があります。
- ・震災後の復興のため、平成 30 年度に富岡漁港共同利用施設、令和 3 年度にカントリーエレベーター及び富岡川サケふ化場を建設しました。

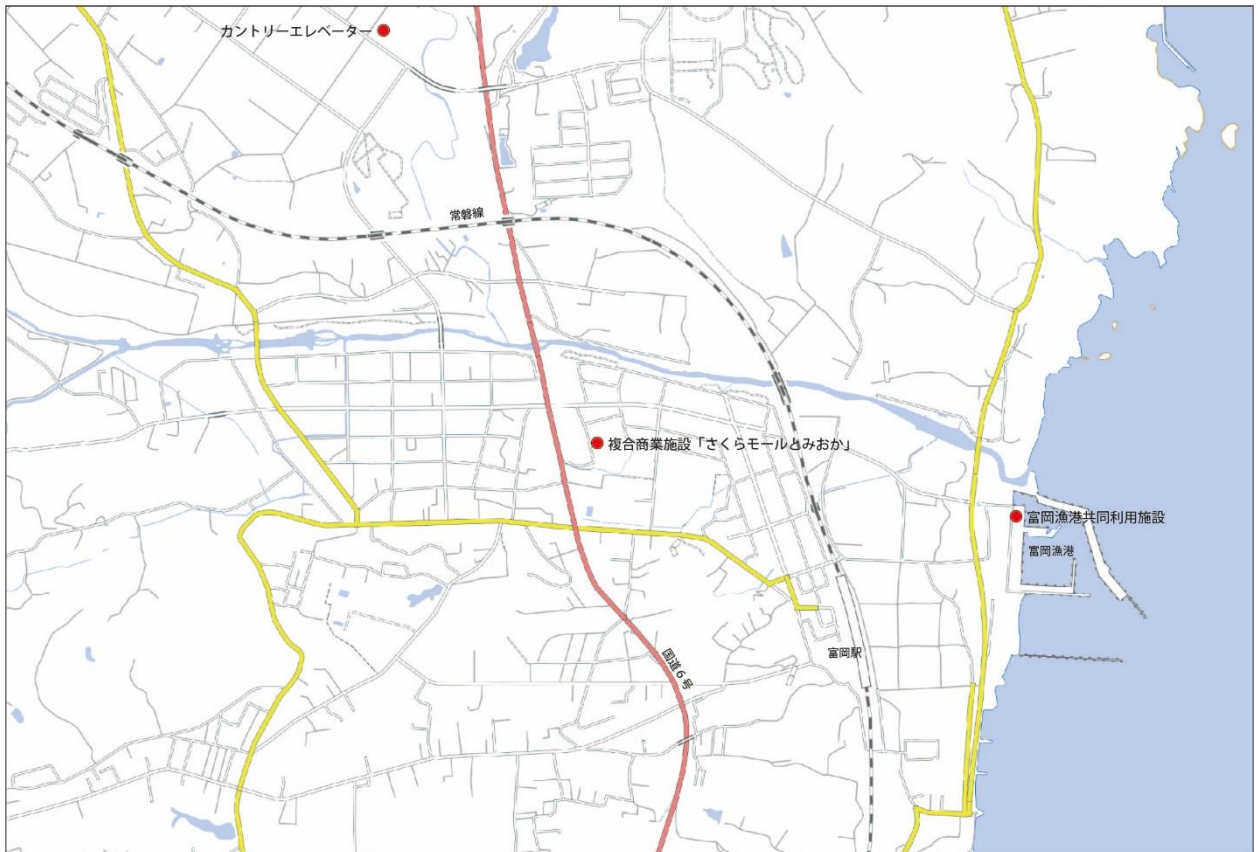
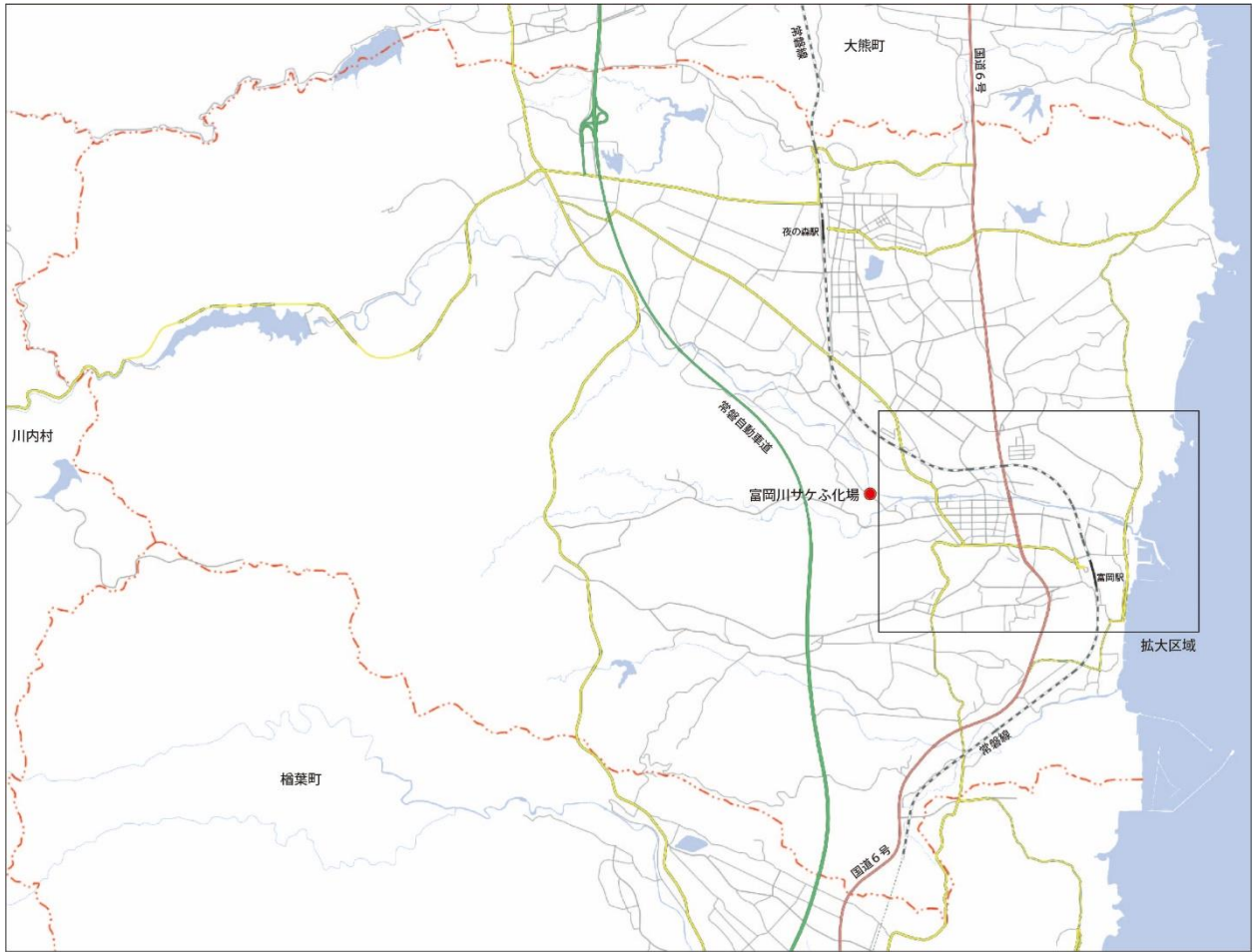
2) 管理に関する基本的な方針

- 複合商業施設「さくらモールとみおか」については、指定管理者により、計画的な維持管理運営を検討します。(維持管理)
- 富岡漁港共同利用施設及び富岡川サケふ化場は、町内水産業振興のため、海面、内水面の漁業協同組合が、計画的な維持管理運営を検討します。(維持管理)
- カントリーエレベーターは、町内農業振興のため、福島さくら農業協同組合が計画的な維持管理運営を検討します。(維持管理)

図表46. 産業系施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|--------------------|----------|----------|------|------------------------|----|
| 複合商業施設「さくらモールとみおか」 | 鉄筋コンクリート | 1995 | 26 | 7,597.2 | |
| 富岡漁港共同利用施設 | 木造 | 2018 | 3 | 457.5 | |
| カントリーエレベーター | 鉄骨 | 2021 | 0 | 1,314.4 | |
| 富岡川サケふ化場 | 鉄骨 | 2021 | 0 | 379.1 | |
| 合 計 | | 4 施設 | | 9,748.2 m ² | |

図表47. 産業系施設配置図



(8) 子育て支援施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・子育て支援施設は、震災前の富岡保育所を改修した、こども園の1施設あります。
- ・当該施設の主な利用者である未就学児の帰還状況変化を確認しながら、随時施設のあり方を検討する必要があります。

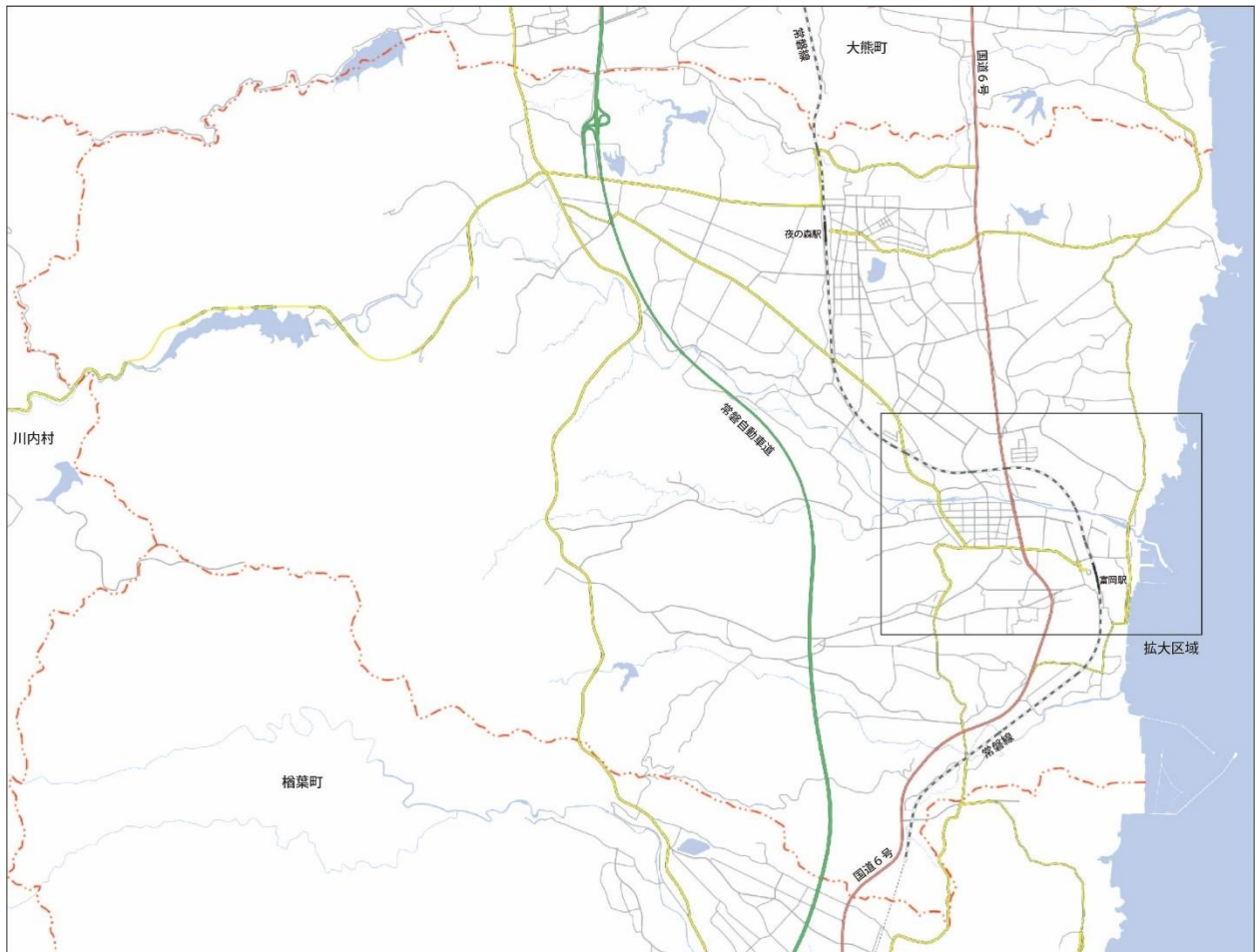
2) 管理に関する基本的な方針

- こども園は、こどもたちの健全育成や帰還促進に資する施設となっているため、今後とも適切な維持管理に努めます。(維持管理)

図表48. 子育て支援施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------------|----------|----------|------|------------------------|----|
| こども園(旧:富岡保育所) | 鉄筋コンクリート | 2003 | 18 | 1,254.0 | |
| 合計 | | | 1施設 | 1,254.0 m ² | |

図表49. 子育て支援施設配置図



(9) 医療施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・医療施設は、新たに平成 28 年 10 月に開業した、とみおか診療所があります。
- ・診療所は、町民の帰還や生活に不可欠であるため、診療所開設者と共に適切な維持管理・運営を図っていく必要があります。

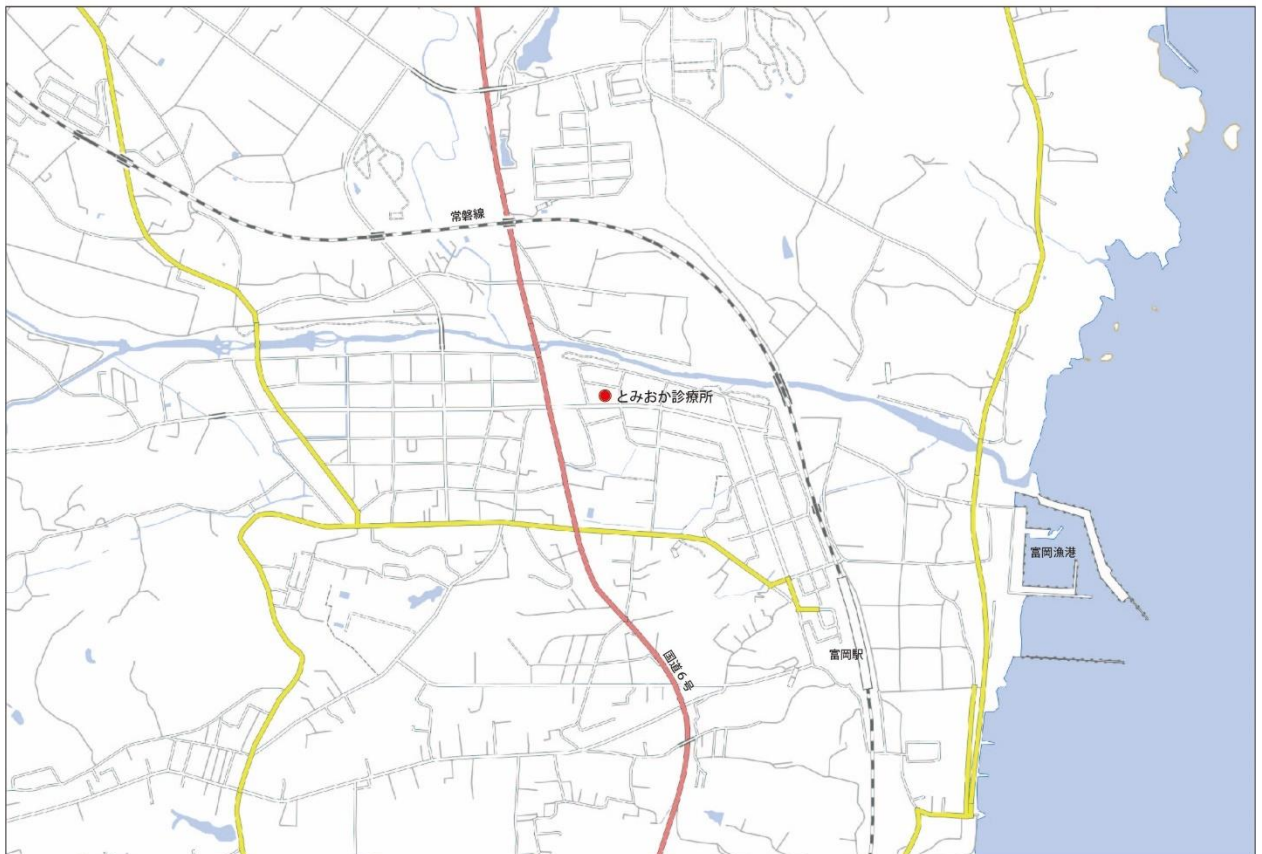
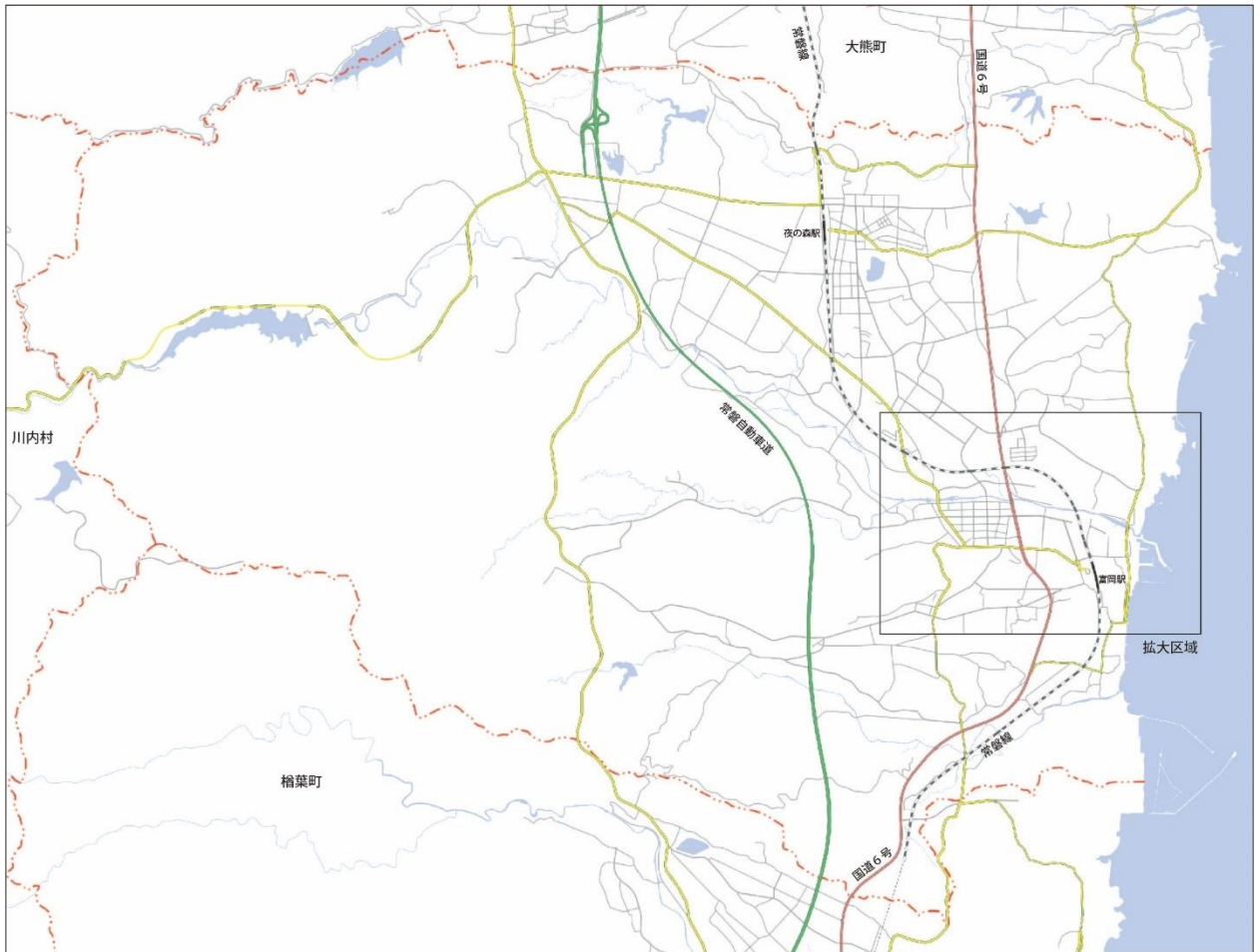
2) 管理に関する基本的な方針

- とみおか診療所は、建物を利用する診療所開設者と連携して、点検や維持管理を行っていきます。(維持管理)

図表50. 医療施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------|--------|----------|------|-----------------------|----|
| とみおか診療所 | 軽量鉄骨 | 2016 | 5 | 511.2 | |
| 合 計 | | | 1 施設 | 511.2 m ² | |

図表51. 医療施設配置図



(10) 公園等施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・公園等施設は、6 施設あり、大倉山トイレ、旧役場跡地公衆トイレ、岡内中央児童公園公衆トイレ、岡内東児童公園公衆トイレ、夜の森公園森の花和屋（公衆トイレ）、夜の森つつみ公園公衆トイレがあります。
- ・帰還困難区域[特定復興再生拠点区域]内の施設は、夜の森公園森の花和屋（公衆トイレ）及び夜の森つつみ公園公衆トイレなどがあります。
- ・公園内は、遊具など他の施設を含めて維持管理する必要があります。

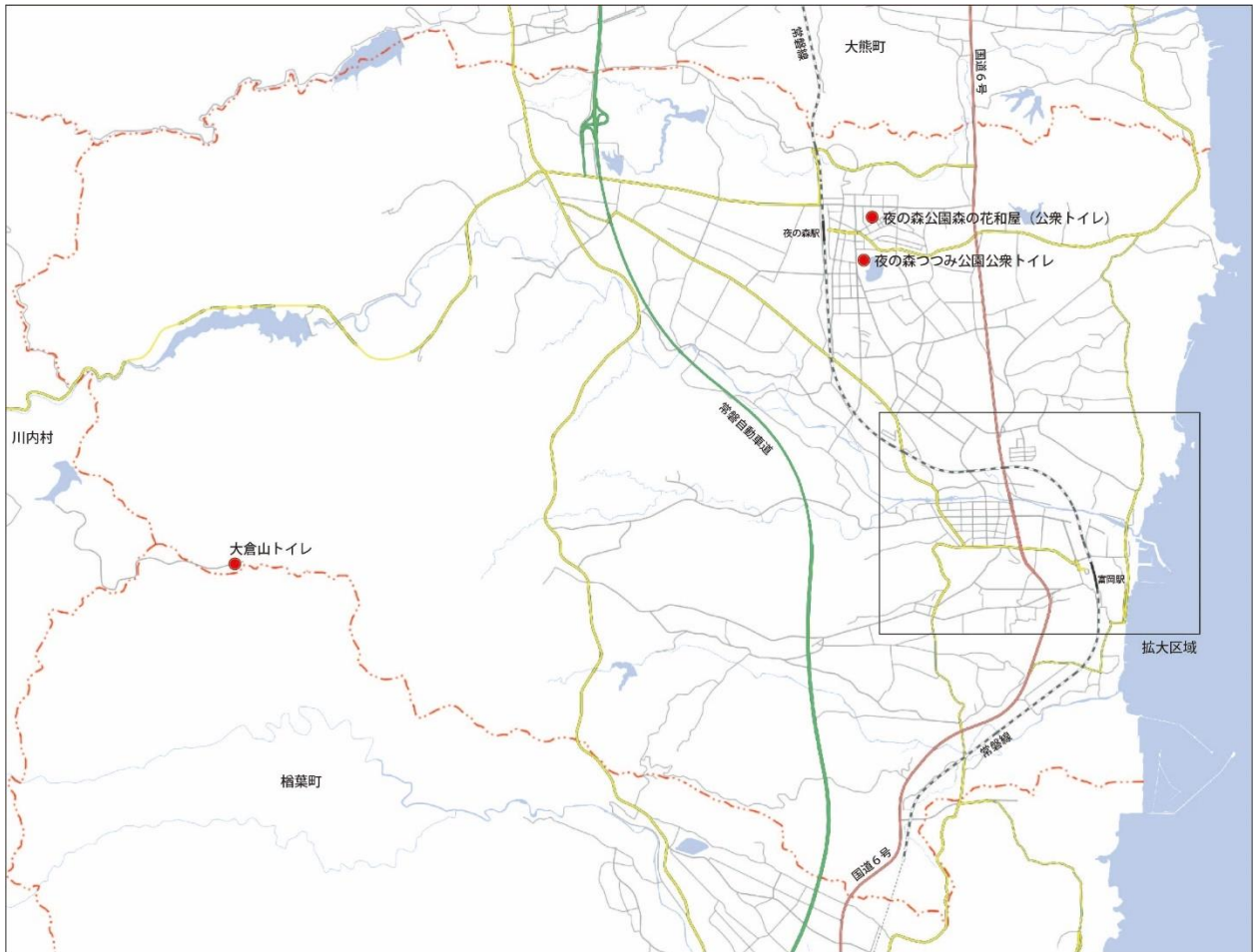
2) 管理に関する基本的な方針

- 公園（トイレ等）は、利用者の動向を踏まえながら、修繕または解体撤去を判断していきます。
（廃止・維持管理）

図表52. 公園等施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|-------------------|------------|----------|------|-----------------------|----|
| 大倉山トイレ | 木造 | 1998 | 23 | 37.0 | |
| 旧役場跡地公衆トイレ | 鉄筋コンクリート | 1999 | 22 | 56.0 | |
| 岡内中央児童公園公衆トイレ | コンクリートブロック | 1980 | 41 | 14.0 | |
| 岡内東児童公園公衆トイレ | コンクリートブロック | 1981 | 40 | 14.0 | |
| 夜の森公園森の花和屋（公衆トイレ） | 木造 | 1994 | 27 | 67.5 | |
| 夜の森つつみ公園公衆トイレ | 木造 | 1992 | 29 | 36.1 | |
| 合 計 | | 6 施設 | | 224.6 m ² | |

図表53. 公園等施設配置図



(11) その他公共施設に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・その他公共施設は、食品検査所、旧法務局、ストックヤード2ヵ所、大原本店旧店舗があります。
- ・富岡町食品検査所は、食品等に含まれる放射性セシウム濃度の検査や、町民の皆様が町内で暮らしていく上で、放射線に関する疑問や不安に思うことなどを相談できる施設です。
- ・大原本店旧店舗は、中央商店街の歴史的な建造物で、町指定文化財として一般公開しています。

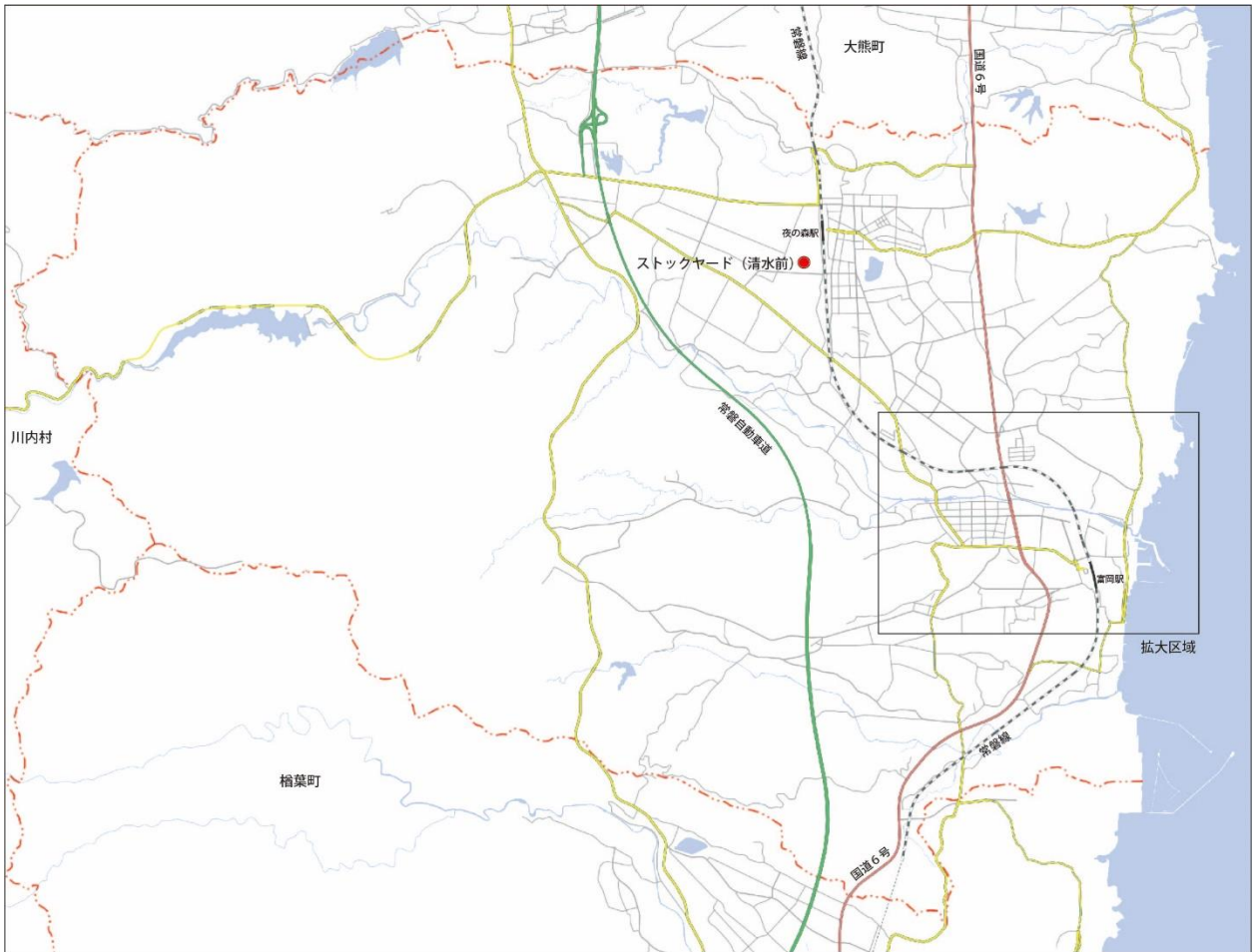
2) 管理に関する基本的な方針

- 富岡町食品検査所は、今後とも食品等の放射性セシウム濃度の検査や、放射線に関する相談ができる施設であるため、適切に維持管理を行います。(維持管理)
- 旧法務局は、原子力発電所災害に関連した国の関連機構に貸出されていますが、使用者との情報共有を図りながら、適切に維持管理を行います。(維持管理)
- ストックヤードは、震災復興の進捗状況に合わせ、適切に維持管理を行います。(維持管理)
- 大原本店旧店舗は、地域の財産であり町指定文化財であるため、適切に維持管理を行います。(維持管理)

図表54. その他公共施設一覧

| 施設名 | 主要建物構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|--------------|----------|----------|------|-----------------------|----|
| 富岡食品検査所 | 鉄骨 | 2018 | 3 | 125.2 | |
| 旧法務局 | 鉄筋コンクリート | 1972 | 49 | 237.0 | |
| ストックヤード(本町) | 鉄骨 | 2001 | 20 | 20.7 | |
| ストックヤード(清水前) | 鉄骨 | 2002 | 19 | 22.1 | |
| 大原本店旧店舗 | レンガ | 1935 | 86 | 169.9 | |
| 合計 | | 5施設 | | 574.9 m ² | |

図表55. その他公共施設配置図



2. インフラ施設

(1) 道路・橋梁に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・道路・橋梁は、一般道路が 315 本、176.2km、農道が 23.6km、林道が 11 本、21.6km、一般橋梁が 74 本、1.4km、農道橋 3 本、0.1km あります。
- ・一般道路については日常的にパトロールを実施し、橋梁については法定点検を実施しています。なお、林道は通行規制している状況にあります。
- ・道路・橋梁の老朽化に伴い、修繕が必要な箇所が増えていくことが予想されるため、効率的な維持管理が必要になっています。

2) 管理に関する基本的な方針

- ・一般道路の維持管理にあたっては、舗装のひび割れなどの情報が求められるため、点検方法やデータベース化の検討を行います。
- ・橋梁は、富岡町橋梁長寿命化計画に基づき、計画的に修繕していきます。(長寿命化)

(2) 下水道に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・下水道は、公共下水道の管路が 63,849m、特定環境保全公共下水道の管路が 4,622m、農業集落排水の管路が 32,289m あります。
- ・その他下水道施設として、富岡浄化センター、蛇谷須浄化センター、上手岡浄化センター、帰還困難区域に小良ヶ浜浄化センターがあります。
- ・今後の処理人口等を見据えながら、効率的な維持管理・運営を図っていく必要があります。

2) 管理に関する基本的な方針

- ・下水道施設の設備の保守管理は、各専門業者に委託していますが、これらの点検結果等のデータベース化を検討していきます。
- ・下水道予算に応じながら、下水道の管路等の長寿命化に努めていきます。(長寿命化)
- ・広域連携による下水道業務の効率化の必要性について検討します。

図表56. 下水道施設一覧

| 施設名 | 構造 | 主要施設建設年度 | 経過年数 | 延床面積(m ²) | 備考 |
|---------------|--------------|----------|------|------------------------|----|
| 富岡浄化センター | 鉄筋コンクリート | 1992 | 29 | 3,614.0 | |
| 蛇谷須浄化センター管理棟 | プレキャストコンクリート | 1989 | 32 | 14.0 | |
| 上手岡浄化センター | 鉄筋コンクリート | 1997 | 24 | 229.0 | |
| 小良ヶ浜浄化センター処理棟 | 鉄筋コンクリート | 2004 | 17 | 620.0 | |
| 合計 | | 4 施設 | | 4,477.0 m ² | |

(3) 公園に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・公園は、都市公園が5箇所、その他公園が22箇所、なかよし公園が10箇所、で0.6haあります。
- ・公園は、町民の帰還や住宅建設など公園利用に係る動向を踏まえ、既存公園の維持管理等を行っていく必要があります。

2) 管理に関する基本的な方針

- 職員巡回による点検を基本とし、必要に応じて点検方法を見直します。
- 公園利用者のニーズなどを踏まえながら、耐用年数を過ぎている遊具は撤去するなど適切な更新を図ります。
- 公園施設の長寿命化計画は、必要に応じて策定を検討します。(長寿命化)
- 地域住民の協働など、公園の管理体制の段階的なあり方を検討していきます。

(4) 河川・水路に関する基本的な方針

1) 現状や課題に関する基本認識

- ・本町が管理している河川は、18河川であり、延長は22.1kmで、水路は20水路であり、延長は21.5kmあります。

2) 管理に関する基本的な方針

- 職員巡回による点検を基本とし、必要に応じて点検方法を見直します。

6章. フォローアップの実施方針

本計画で示した「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」や「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に関する進捗状況について、適宜評価を実施していきます。

進捗状況に関する評価の結果、その他状況の変化等があった場合には、本計画の現状や方針等を見直し、改訂を行います。

本計画を踏まえた個別施設計画などの策定にあたっては、各施設の方針との整合を図ることを原則とし、住民意向等を踏まえながら方針を検討していきます。

【PDCAサイクルの推進】

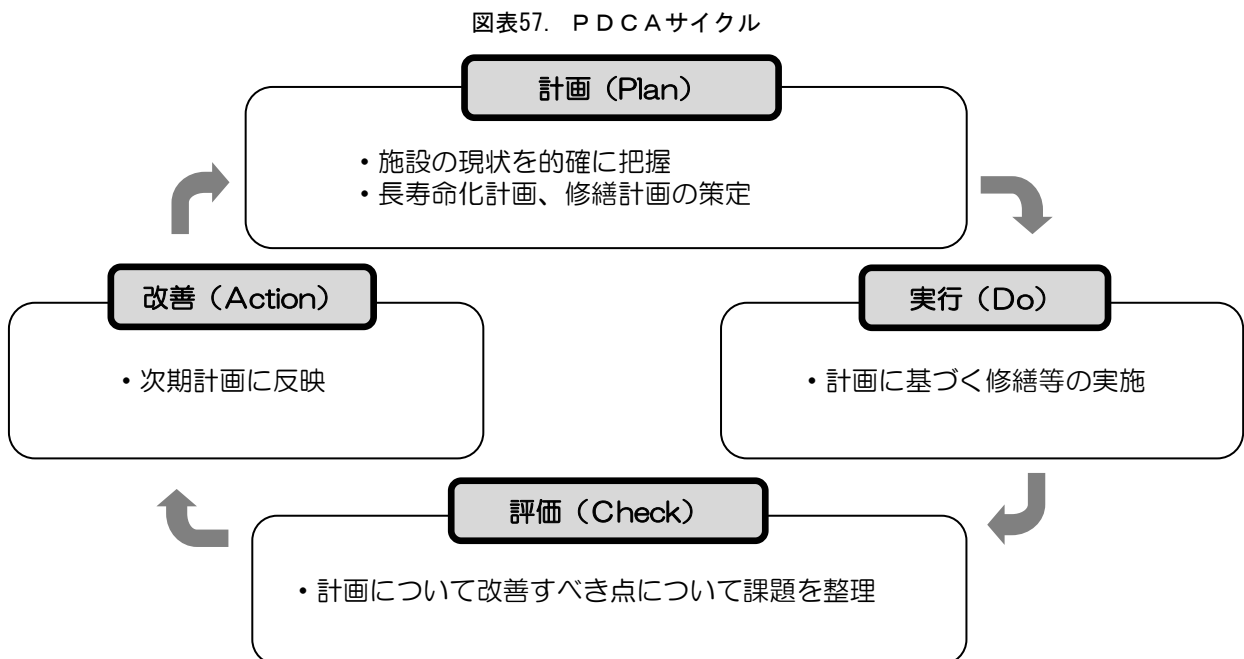
本計画は、不断の見直しを実施し、計画を充実させていくローリングプランです。

フォローアップにおいては、建物の定期点検の結果を基に行うものとします。この点検結果で緊急性を要する修繕・改善事項や優先順位の高い修繕・改善事項の情報を受けて、長寿命化計画における維持管理計画と乖離が見られる場合は、必要に応じて改修等の優先順位の見直しを行うものとします。

なお、施設職員の行う日常的な点検において、緊急性を要する事項が発生した場合は、その都度対応を図るものとします。

また、本計画の定期的な検証と見直しにあたっては、計画の策定 (Plan)、計画の実施 (Do)、実施結果の評価 (Check)、計画の改善・見直し (Action) といった「PDCAのマネジメントサイクル」に基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える施設の複合化等についてもあわせて検討を行います。

実施結果の検証においては、計画の進捗状況の評価や施設老朽化度の判定等、取り組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。



富岡町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 改訂

編集・発行：富岡町

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大本岡字王塚 622 番地の 1

TEL 0240-22-2111 FAX 0240-22-0899

URL <https://www.tomioka-town.jp>
